

広報

B E T S U K A I

別海

笑顔あふれる
豊かさ実感のまち
べつかい

編集／別海町役場
総務部総合政策課まちづくり推進担当
〒086-0205
北海道野付郡別海町別海常盤町280番地
TEL 0153-75-2111 FAX 75-0371
町ホームページ <http://betsukai.jp/>
Eメール sougouseisaku@betsukai.jp

2018(平成30年)

4

No.654

第71回 野付中学校卒業式
平成30年3月14日



平成30年度の「町行政執行方針」「教育行政執行方針」をお知らせします

平成30年度 別海町行政執行方針

別海町長 曾根 興三



I はじめに

行政運営の総合的な指針である別海町総合計画は、平成30年度が第6次計画の最終年度となります。

現計画の達成状況等については、すでに項目ごとの暫定評価に取り掛かっており、残された課題なども整理しながら、第7次別海町総合計画策定に結果反映ができるよう準備を進めているところです。

昨年末には、町民の方々を対象としたアンケート調査も実施いたしました。町民の皆様の声をしっかりと聞きながら、「経済・福祉・教育」が充実し安心して暮らせるふ

II 主要施策の推進

1 活力ある産業のまち

「さ」とをつくり上げることができるよう、計画の策定を進めるとともに、第6次計画最終年度に当たり、町が抱える行政課題の解決と、さらなる行政運営の充実を目指して行政執行に取り組んでまいります。

はじめに農業の振興策についてです。

現在の酪農畜産情勢は、乳価上昇や個体価格の高値安定により、農家経済は非常に好調な状況が続いています。

この機を生かし、各農家における経営基盤の安定を図るため、各種補助事業を活用し、農地の維持保全対策事業や基盤整備事業など、酪農畜産生産基盤の強化を図ります。

農業の担い手確保対策としては、引き続き町や関係団体

で構成する「別海地域担い手育成総合支援協議会」を中心として、新規就農希望者に加え、酪農関連産業の担い手についても積極的に確保する取り組みを行うとともに、引き続き新規就農者への手厚い支援を継続します。

森林環境の保全については、水源の涵養や災害の防止、地球環境の保全といった森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう、町の基幹産業に深い影響を及ぼす防風林や河畔林について、除間伐や造林施策による適切な整備を行い循環型一次産業の構築に努めます。

また、私有林の整備が円滑に進むよう、支援制度などの情報を広く発信していきます。

水産業の振興については、近年、秋サケをはじめとする主要魚種の生産量減少に加え、台風や高潮などの自然災害により、漁家経営の悪化が懸念されることから、新たに就業意欲の向上と漁業後継者の育成・確保を目的に、漁業者を志す者が入所する北海道漁業研修所への入所費用の一部を支援し、漁業担い手の確保を図ります。

水産基盤の整備については、尾岱沼衛生管理型漁港整備を引き続き支援するとともに、風蓮湖物揚場建設工事を完了し、衛生管理と漁業生産活動の効率化を図ります。

また、ニシン、ウニの両種苗生産センターについては、施設、設備の老朽化に対応する計画的な整備を進め、健康な種苗の生産と安定供給を図ります。

観光振興については、近隣市町との広域連携を一層推進し、管内が一体となった観光PRおよび教育旅行や大学ゼミ誘致などによる交流人口の増加を目指します。

また、町内各団体や事業者と連携しながら、産業、食、自然景観、野鳥などの地域資源を活用した体験型観光の強



化に努めます。

中小企業支援対策は、中小企業融資や創業支援、地元企業の受注機会の確保、商店街の活性化、担い手育成など経営基盤安定のため、中小企業振興策を引き続き実施します。

また、人口減少や少子高齢化などの社会的不安により経済が停滞している当地域の現状等を考慮し、中小企業利子補給金の特例による増額を平成34年度まで延長しています。今後も中小企業の経営安定と基盤強化のため、関係機関と連携しながら金融の円滑化を図ります。

2 自然と共生するまち

ごみ処理については、町民、事業者、行政が一体となり、リサイクル率30%を確かなものとするため、積極的に分別ルールの啓発活動に取り組み、一層のごみ減量化を図ります。

野生鳥獣適正管理の推進については、エゾシカによる農林業等の被害防止対策として、町内全域を対象とした銃器による駆除を春と秋に実施するほか、エゾシカの越冬地となっている野付半島と走古丹地区において、囲いワナに



よる生体捕獲を継続して実施し、被害の防止に努めます。

公園の整備については、町民が安心して利用できるように安全点検や補修、更新を計画的に行い、憩える場の確保に努めます。

また、町民が実のなる木とふれあい、木に親しみながら、秋には収穫する喜びを感じられる環境づくりをさらに進め、自然への興味や関心から、子どもたちにとって学習機会の提供につながるような公園づくりを進めます。

3 健やかに暮らせる福祉のまち

町民が健康で、心豊かにいきいきと暮らしていくことが

できるよう、健康づくりに関する意識を高め、健康維持の支援に取り組むため、疾病の早期発見や重症化予防を目的とした総合健診、がん検診等、各種検診の勧奨や、町民一人ひとりに合わせた、総合的な健康や栄養の相談を積極的にを行います。

子育て支援の充実については、子ども・子育て支援事業計画に基づき、乳児家庭全戸訪問事業や子育て支援拠点事業など、9つの地域子ども・子育て支援事業を行うとともに、経済的負担を軽減するため、子ども医療費助成や認定こども園利用者負担助成事業のほか、健やかな育ちを町民全員で支援する出産祝金贈呈事業などを引き続き実施します。

また、保育園運営は、町の責務として待機児童を出さないことを最優先し、地域の実情に即した運営を図り、共働き世帯をしっかりと応援します。

さらに、本年度から不妊治療助成のほか、不育症に対しても助成を開始し、妊娠から出産、育児と切れ目ない支援に取り組めます。

障がい者施策については、



障がいに係わる総合的な計画である第3期障がい者計画の基本理念「障がいのある人もない人も一人ひとりが輝く共生のまち」の実現を目指し、第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画に基づき施策を進めます。

また、本町独自の取り組みとして行っている無料バス利用券交付事業をはじめ、障がい福祉サービスに関する各事業を引き続き実施します。

高齢者施策については、高齢者が尊厳を保ち、健康で生きがいを持てるよう、つながりのある地域社会の構築を基本理念とした、高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画に基づいて施策を進めます。

また、高齢者一人ひとりの生活実態に即した介護保険サービスや高齢者保健福祉サービスの提供体制の確保に努めます。

課題となっている介護職員不足については、介護職員初任者研修の開催および受講者に対する支援など、介護事業所と連携して職員の確保に努め、さらに、本年度から給付型奨学金の受給対象者に、介護福祉士養成機関に在学するものを加えて人材確保を図ります。

国民皆保険の最後の砦である国民健康保険は、安定的な運営や財政基盤強化を目的として、本年度から北海道が財政運営主体となり、町との共同運営となります。

町は、資格管理をはじめとする窓口業務や、保険給付、国民健康保険税率の決定および賦課、徴収等を引き続き担うことから、きめ細かい保健事業の実施や保険税徴収の向上に取り組む、安定的な運営に努めます。

地域医療を取り巻く環境は、医師不足など依然厳しい状況が続いています。

引き続き医療機関相互の役

割分担と連携の強化に努めてまいります。町立病院は、広大な面積を有する本町における唯一の病院であることから、地域の福祉関係施設と独自のネットワークを構築し、地域完結型医療の構築にも取り組んでまいります。

医療従事者の確保については、医師確保推進機関等との連携や、医師の派遣をいただいている札幌医科大学との関係をさらに強化し、奨学金制度の活用などと合わせ、安定的な医療人材確保に努め、町民が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、求められる医療と高度医療の提供および予防医療の推進を図ります。

4 人を育てる学びのまち

生涯学習の振興において、全町民が生涯を通じて積極的に学び、その学習成果が人づくり、まちづくりに生かされる生涯学習社会の実現に向けて、学習活動の環境づくりを推進します。

学校教育に関しては「地域の子どもたちは、地域が育てる」の意識のもと、地域の特色を生かした魅力ある教育を推進する、別海型コミュニティ

イ・スクールを全校校区で推進します。

地元、別海高等学校の普通科3間口の確保を図るため、新たに行う寄宿施設への支援をはじめとした各種支援を継続していきます。

青少年の健全育成については、風土、文化等の違いを学び、見聞を広げる大切な機会として友好都市である枚方市と中学生が相互に訪問する「ふれあいの翼交流事業」を引き続き実施します。



5 快適で安全なまち

(仮称)生涯学習センター建設に向けて取り組んでいる「矢臼別演習場周辺まちづくり構想」は、平成29年度で計

画作業が終了し、平成30年度は、具体的な施設建設のための実施設計に入ります。

これまで多くの町民の意見を聴きながら策定した計画を基に、別海町らしい魅力あふれる施設設計を行います。

住宅施策については、「空き家対策の推進に関する特別措置法」に基づき、本町内の状況を把握しながら、関連計画を整備するとともに、良質な住宅ストックの形成に取り組めます。

道路事業については、国土交通省、防衛省および農林水産省などの補助事業の積極的な活用と、加えて町単独事業による計画的な整備を進めます。

また、上水道、下水道についても、国の補助事業等を有効に活用し、耐震化や長寿命化の施設整備を計画的に実施するとともに、下水道区域外の合併処理浄化槽の普及促進を図ります。

テレワーク推進事業は、移住定住を促進する「ほらり協議会」が取り組む、移住や起業につながる地域活性化策を継続支援し、協議会と町が共同で取り組みを進めます。

町民生活の向上と地域の活性化を目的とした長距離高速無線網によるインターネット通信サービスは、通信の大容量化により、通信環境改善のニーズが高まっていることから、民間企業が提供するサービスの内容などとも比較し、今後の整備方法を検討します。

防災対策は、防災意識の醸成により主体的な避難行動を促すため、自主防災組織などと連携し、避難訓練や講習会を実施して、災害時の被災を最小化できるよう町民意識の高揚を図ります。

また、在宅で暮らす高齢者や障がい者の方々への支援を目的とした、災害時避難行動要支援者支援制度の充実に努めます。

法律の改正により、現在使用中のアナログ防災行政無線は、平成34年度までに新たな機器の整備が必要となります。

整備方法の検討に合わせ、登下校途中の児童生徒など、情報入手の手段を持たない町民に対して、「Jアラート」などの緊急情報伝達手段についても検討します。

6 参画と協働でつくるまち

自治基本条例や協働の指針を基本として、町民参加や情報開示に取り組んでいます。さらに開かれたまちづくりを目指し、実施手法の充実を図りながら、町民の意見を行政に反映できるよう取り組みます。

また、個人や団体からいただいているふるさと納税は、別海町をさらに愛し、応援していただけるよう、事業内容の拡充と周知に努めます。

高齢者の方や、認知症、障がい等により判断能力が十分でない方の権利を守り、住み慣れた地域で安心して生活できるように、行政、受託機関として関係する組織が連携を取って成年後見制度を活用し、権利擁護に努めます。

また、障がいのある方に対するあらゆる差別をなくし、その活動や社会参加を制約する障壁を取り除くため、障がいに関する理解促進の研修や啓発事業に取り組めます。

平和条約の締結に向けた「北方四島における共同経済活動」は、国の主導により隣接地域とも連携しながら対応



が進められています。

本町もこの共同経済活動に積極的に関与するとともに、国および道と連携して、領土返還運動や、元島民による特別参画、自由訪問実施などの北方領土対策を推進していきます。

職員研修については、職務遂行に必要な実務能力をはじめ、政策形成や創造的能力などの向上を目的とした職場外研修に加え、職員の自主性および一業務にこだわらない多面的能力の向上を図るため、職員自身が企画、立案する研修制度を取り入れて、行政課題の解決と、より良い地域づくりのために力を発揮できる人材の育成に努めます。

地方交付税の減額交付が続

く中、少子高齢化対策等の社会保障関連経費の増加や、公共施設の改築や改修に多額の財政負担が見込まれるなど、本町の財政状況は、これまで以上に厳しさが増すものと予想しています。

そのため、第7次別海町総合計画の実施に向け、真に必要な事業の選択を行うべく、将来を見据えた安定的かつ健全な財政基盤の確立を目指す「中長期財政計画」の策定準備を進めます。

併せて、個別事業または個別施設単位の整備計画や運営状況を諸表に示すなど、「見える化」に向けた取り組みを順次開始するとともに、平成31年10月からの消費税10%引き上げに合わせ、使用料などの公共料金について、受益者負担の原則に基づき見直しの検討を進めます。

Ⅲ むすび

進行する少子高齢化は、町の人口減少はもとより、労働人口を減少させ、地域の産業や財政運営に大きな影響を及ぼすことは明らかです。

そのような中で、住民と協働して子育て世代をしっかりと支え、健やかで充実した老

後を過ごすための枠組みを整備することと合わせ、「次代を担う人づくり」をいかに果たしていくかが今の私たちに求められています。



新たな町の指標となる、第7次別海町総合計画を創造する1年の始まりに向け、これまで本町の礎を築いてこられた、先人達の高い志と強い意志を引き継ぎ、町民の皆様の声を聞き、皆様と心を一つに、皆様の気持ちを第一に考え、その先頭に立って町政運営に当たってまいります。

町議会議員および町民の皆様には、平成30年度の町政運営に対するご理解とご協力を心からお願い申し上げます。執行方針といたします。

平成30年度 別海町教育行政執行方針

教育長 伊藤 多加志



Ⅰ はじめに

本町の将来を担う子どもたちにとって、「今後、変化が激しく予測困難な時代」の中、「確かな学力」はもとより、「健やかな体」「豊かな心」を身に付け、「生き抜く力」を育むことが喫緊の課題となっています。

また、本町の「学びの木」

にあるように、「生涯学習」の観点から、全町民が、学び続け、豊かな心を育み、実りある生活を送り、本町の発展につなげることが大切であり、そのためには充実した教育環境をつくる必要があります。



別海町教育委員会は、平成27年度に改定された教育委員会制度のもと、本町教育の執行機関として責任を担い、総合教育会議等を通じて、町行政と情報共有、連携を図りながら、全町民のために教育行政を推進しています。

そのような中、今年2月に開催された2018年平昌冬季オリンピック大会では、本町出身の郷里選手が、スピードスケート女子500m、1000mに日本代表として出場し、500mにおいて8位入賞の成績を収め、見事な活躍をしたことは、皆さんの記憶に新しいことと思います。

この他にも、中春別小学校、中春別中学校の第39回全

日本リコーダーコンテストの出場をはじめ、多くの学校や団体が「地区大会や全国、全道大会」へ出場し、別海町の名を広めるとともに、別海町で「生き抜いている」強い姿を見せてくれました。

また、本町の教育研究団体や各学校における研修の充実、そして本町独自の生き抜く力向上策定プロジェクト事業による教師力向上の取り組みなどが、文部科学大臣優秀教員表彰の選出に代表されるように、着実に教員の人材育成につながっており、教師力のある教員が、本町の学校教育の推進を担っていることを実感しています。

このことは、町全体で取り組んできた学校教育、生涯学習、生涯スポーツおよび地域文化の振興の積み重ねにより育まれてきたものと確信しています。

今後も、これまでの教育に懸けた先人の精神を引き継ぎ、「夢と希望にあふれ 輝きに満ちた ふるさとを切り拓く町民を育む」を教育の基本理念に、「生き抜く力」を身に付け将来を担う子どもたち、そして「生涯教育」の視点のもと、全町民のために教育行政を執行します。

Ⅱ主要施策の推進

1 生涯学習の振興

町民が、心豊かに生きがいのある充実した生活を営み、活力に満ちた地域社会を形成するためには、町民一人ひとりが「学びの木」に示す成長の発達課題を達成し、生涯を通じて積極的に学び、その成果を生かして、地域づくりを進めていくことが重要です。

学習の成果を人づくり、まちづくりに生かす生涯学習社会の実現のため、町民の学習活動を支援し、生涯学習推進の実践研究機関である「別海町生涯教育研究所」等、町内のあらゆる組織を有効に活用しながら、学習成果が地域の発展に生かされる環境づくりを推進します。

本町の生涯学習の拠点であり、人づくり、まちづくりの中核となる（仮称）生涯学習センター^{※1}については、完成後の施設の運用や事業の具体化について検討を進めます。次代の担い手である子どもたちが、生涯学習の実践者として自ら学び、健やかに成長することはもとより、「予測困難な変化の激しい時代」を夢と希望を持って「生き抜く力」を育むためには、学校、



家庭および地域が一層、連携協力していく必要があります。

このような社会動向を踏まえ、本町では、「地域の子どもは地域で育てる」という意識のもと、地域住民が学校運営や必要な支援を協議する「学校運営協議会」^{※1}を設置する制度である「コミュニティ・スクール」^{※2}の導入を町内全ての学校区で推進します。事業は、導入に向けて2年間の試行期間を設けていますが、その中で、上春別学校区では2年間の試行期間を終えて、今年度から「地域ぐるみ、地域の力で、地域の特色を活かした魅力ある保育・教育」を推進する別海型コミュニティ・スクールを本格導入します。

平成29年度から野付、中西別、上西春別地区が試行地区

となり、今年度から新たに上風連、中央、中春別、西春別学校区を試行地区とし、全ての学校区8区で別海型コミュニティ・スクールについての調査研究を進めます。

また、これからの地域づくりを担う若者の健全育成において、地域に根ざした高等学校教育の継続を目指して、北海道別海高等学校の入学者や保護者を支援するために、今年度から新たに寄宿施設へ支援を実施するとともに、部活動支援、バス通学の全額補助、農業特別専攻科・酪農経営科の海外視察研修助成等の各種支援を継続することで、普通科3間口の確保および酪農経営科生徒の増員を図り、魅力ある学校づくりを支えます。選挙権年齢が18歳に引き下げられたことを踏まえ、将来の社会の形成者としての資質を高めるため、子どもたちが自身が自分の住む地域や自治体について興味や関心を持ち、町政への参画の第一歩となる機会として、（仮称）別海子ども未来議会^{※3}の実施に向けて取り組みを進めます。

2 学校教育の充実

本町の小中学校における学力の向上については、「全国学力学習状況調査」において

小学校が全国平均よりやや低く、中学校が全国平均と同程度という結果となり、とりわけ、算数、数学における知識、技能等を実生活のさまざまな場面に活用する力の低下が懸念されます。

本町の独自事業であり、昨年度から2期目に入った「生き抜く力向上策定プロジェクト事業」において、「別海町学校教育総合実践ビジョン」に基づく「生き抜く力」の「学びの土台」となる力を伸長するために、魅力ある学校図書館づくり、多読の取り組み等の読書活動の推進や教育に新聞を活用するN・E活動^{※3}を積極的に進めます。

また、「生き抜く力向上策定プロジェクト事業」の一環である今年度の「別海町子ども議会」で、各校の児童生



徒自身が推薦する本を紹介し、それをお互いに競い合う「ビブリオバトル」^{※4}を実施し、「別海町の子ども達が選んだ本50選」をポスターにし、子どもたちの読書活動を推進していきます。

体力、生活力の向上については、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」で、体の柔軟性や跳躍力を測定する種目の結果が過去3年間において全国平均を下回っています。

また、肥満児の出現率が全国、全道より高く、偏食や少食、孤食など、本町の子どものたちの食環境には依然として課題が見られます。

そのため、本年度も4回目となる「孫わ（は）やさしい」レシピコンテストに取り組み、食事の仕方や内容について子どもたちが主体となつて話し合う機会や場を設け、地産地消の視点も加えた食育指導の充実を一層図ります。

さらに、毎年、国で実施している「新体力テスト」の結果データを活用するとともに、全校縄跳びや町内の各地域の特色を活かしたスポーツを推奨し、基礎体力の向上を推進します。

教師力の向上については、本年度も「別海の子どもは、私たちが育てる」を合言葉に、

教育先進地である秋田県横手市の視察研修を生かした授業や、学校教育の基準となる学習指導要領の次期改定で柱となる「主体的・対話的で深い学び」に代表されるアクティブ・ラーニング^{※5}を視野に入れた言語活動の充実など、研修内容を工夫しながら「別海型の授業スタイル」を構築し、全教員が授業改善に取り組みます。

生徒指導の充実については、子ども理解支援ツール^{※6}「ほつと2017」や「Q-U」などを活用し、子どもの心理面を把握する調査を行うなど、より良い人間関係づくりが実現できるよう指導します。

また、不登校傾向にある子どもの対応については、子どもたちが登校しやすい学校となるよう、居心地良い環境づくりに努めます。さらに、未然防止として、学校が学期ごとに実施している不登校調査を活用し、スクールソーシャルワーカー、保健センターの臨床心理士、ふれあいるーむの指導員などとの連携により、教育相談の充実を図りながら積極的な登校支援を行います。

特別支援教育の推進については、教育支援委員会が策定した「別海町サポート計画表」を効果的に活用すると

もに、合理的配慮や発達検査の理解等の研修を通して、子ども一人ひとりに応じた必要な支援、適切な指導が保障される教育環境の充実を図ります。

また、町の教育支援委員会を中心に、保育園、幼稚園、小中学校の日常観察の実施や、保健センター臨床心理士と連携した小学校就学前の5歳児の教育相談など、必要な支援および適切な指導の一層の充実に努めます。併せて、日常観察を行う上で、子どもたちの状況を的確に把握するための研修にも取り組めます。

幼児教育の充実については、今年度から実施される幼稚園教育要領の中で示されている、「幼児期の終わりまでに育ってほしい幼児の姿」を達成するために、これからの教育環境の整備に努めます。

幼児教育と義務教育の連携については、「生活する力・学ぶ力・かかわる力」の育成に重点を置いた幼児教育と義務教育をつなぐ「別海版接続カリキュラム」を一層活用しながら、就学段階における滑らかな学びの連携を図ります。施設の整備については、完了年度となる上西春別中学校の校舎改築のほか、安全安心な給食を提供する学校給食セ

3 社会教育の推進

地域住民の一番身近な学びの拠点である公民館では、各世代の学習ニーズの把握に努め、多彩で特色ある学習機会の提供を図るとともに、学習を通じた地域づくりの拠点として、公民館に集う人と人とのつながりを大切にしながら、地域コミュニティの形成をめざします。

町内に8大学を設けている「別海町平成寿大学」では、多くの学生が生き生きと学び、自らの教養に磨きをかける姿が見られます。さらに魅力ある大学の運営を目指して、学習意欲を高めるカリキュラムを構築するとともに、自らの経験や知恵を異世代へ伝える



交流の機会を充実させます。

乳幼児母親家庭教育学級（すくすく学級）では、若い母親たちが安心して子育てできるよう、学び合いの機会を提供するとともに、子どもたちの生きる力の基礎となる、親子のふれあいや自然とのふれあいを大切に内容の充実を図ります。

青少年を対象とした「アドベンチャースクール」などさまざまな体験的学習活動を展開し、子どもたちの社会性や自主性を育む活動を推進します。

図書館では、地域の読書活動の振興を担うとともに、市民の多様な学習を支援する情報の拠点として、市民のニーズや地域課題に対応するさまざまな情報提供を行い、また、「絵本の福袋」など新たな企画や、展示の実施により、さらなる利用促進を目指します。

また、車両更新した移動図書館車は、本の積載量の増加と、種類の充実により利用者の増加が見込まれることから、引き続き町内45か所のステーションで貸し出しを行い、誰もが主体的に学ぶことのできる機会を提供します。

さらに、昨年度、新たに開設した上西春別中学校地域開放型図書室の運営や、道指定

の学校図書館活用促進事業を実施する中西別小学校への協力、町内読み聞かせサークルとの連携を行うなど、各学校や地域と協議を行いながら、町の読書活動を推進します。

また、町民自らの経験や知恵等を学校での授業に生かし、学校をサポートする「学校応援ボランティア」事業を、学校と地域の連携により、推進します。

「第3次社会教育中期振興計画」は、10年目を迎えることから、後期アクションプログラムに基づき、「人づくり」や「協働のまちづくり」の実践に積極的に取り組むとともに、第4次計画策定に向けた評価を行います。

4 青少年の健全育成

町が独自に取り組む「メディアアカウントロールシート」を活用し、子どもが主体的にメディアとの付き合い方を考える機会を通して、基本的生活習慣の定着と情報モラルの徹底を図ります。

また、情報端末機器やSNS^{※7}の利用を午後10時には止める「スイッチOFF22」の取り組みを継続し、本町の生涯学習研究所が行った調査を活用するなど、「情報モラル教育」の一層の向上を図りま

す。

いじめ未然防止については、「別海町子どもいじめ防止に関する基本方針」に基づき、道教委で年3回実施しているいじめアンケート調査等を活用し、いじめの早期発見と積極的認知に努め、学校全体での早期対応を行います。

また、子ども一人ひとりがお互いに思いやる雰囲気づくりが何よりも大切です。各教科等の授業において、子どもがお互いの気持ちを積極的に伝え合う話し合い活動を実践するとともに、豊かなこころの育成を目指し、今後、教科化となる道徳の授業を充実させます。

友好都市の枚方市と隔年で中学生の相互訪問を行う「ふれあいの翼交流」は、平成5年度から継続して実施している事業で、今年度は本町に15名の生徒を迎えます。多感な思春期の子どもたちにとって、風土、文化、歴史の違いを同世代とのふれあいや体験により学び、見聞を広げる大切な機会となっていますので、引き続き事業を推進します。

5 芸術、文化の振興

公民館や郷土資料館が中心となって、学ぶ機会や芸術文化に触れる機会を提供すると

ともに、活発な活動を展開する別海町文化連盟の各団体や、自主的な活動を行うサークルと一層の連携を図り、多くの町民が積極的に参加、創造できる環境づくりを推進します。

史跡旧奥行白駅通所は、保存管理計画に基づく3年間の保存修理工事が今年度で終了することから、平成31年度からの一般開放に向け準備を進めます。

また、北海道の天然記念物に指定されている、ヤチカンバ群落地を恒久的に保護するため、植物の専門家による「検討委員会」を設置し、保護対策に努めています。今後は国の天然記念物指定に向けた調査・研究を進めます。

郷土資料館では、町の歴史、文化や自然に関わる資料の収集、整理保管、調査研究を進め、展示物の充実に努めます。

また、町の歴史や自然を学ぶ機会として「ふるさと講座」や「郷土学習出前講座」を実施するとともに、農業の変遷を立体的に表すジオラマ等を積極的に活用した「出前移動展」などの教育普及活動を展開します。

6 スポーツの振興

全ての町民がそれぞれの体力や年齢に応じたスポーツ活



動を行い、健康の維持、増進と町内外におけるスポーツ交流が進められるよう、地域の特性を生かした四季折々のスポーツを推進します。

さらに、いつでも誰でも気軽にできるスポーツの普及に努め、関係団体とも連携を深めながら「町民皆スポーツ」の実現をめざします。

スポーツ施設の整備については、外部改修工事を終えた町民体育館の内部改修工事を実施します。今後も老朽化が進む各施設を計画的に補修し、施設機能の維持に努めます。

道東地区唯一の公認フルマラソンコースで開催する「別海町パイロットマラソン大会」は、多くのボランティアの方々に支えられ、本町を代表するスポーツイベントへと成長し、本年度は第40回の記念大会となります。地域全体が協働、参加するマラソン大会として、スポーツ交流による人づくりとまちづくりを目指すとともに、道内外から多くのランナーの参加が得られるよう充実に努め、引き続き町の魅力を発信します。

また、国内外のスポーツ界で活躍した選手を講師とする

競技力向上セミナー等の実施に向けた活動を展開し、地域におけるスポーツ競技の振興を図ります。

Ⅲ おわりに

平成30年度教育行政執行に係る方針の実現に当たっては、協働のまちづくり精神のもと、全町民の理解と協力の上、町総がかりで実施していくことが大切です。

別海町教育委員会として、将来を担う子どもたちのために、自らの力で明るい未来を開いていくことができるよう、学校、家庭および地域と密接な連携を図り学校教育を進めるとともに、全町民が生涯にわたって学び続けることができるよう、本町の教育振興発展に取り組みます。

- ※1 学校運営協議会
学校職員、保護者、地域住民等で組織され、学校運営や必要な支援に関する協議を行う会議のこと。
法律（地教行法第47条の6）の中で「校長が作成する学校運営の基本方針を承認する」ことが役割として位置付けられている。平成29年3月の法改正により学校運営協議会設置が任意設置から努力義務となった。
- ※2 コミュニティ・スクール
学校運営協議会制度を取り入れた学校であり、学校、保護者、地域住民が話し合いをし、意見を学校運営に反映させ、協働しながら子どもたちの成長を支える「地域とともにある学校づくり」を進める法律（地教行法第47条の6）に基づく仕組みのこと。
- ※3 NIE活動
Newspaper In Education「教育に新聞を」の略であり、新聞を学校で教材等として活用することで、社会への関心を高め、情報を読解力、考える力等の育成につなげることが目的である活動のこと。
- ※4 ビブリオバトル
参加者が決められた時間の中で本を紹介し、最後に「どの本が読みたいか」を基準に投票し合い、最多のものを決定する書評会のこと。
- ※5 アクティブ・ラーニング
受け身ではなく、能動的に参加する学習法の総称であり、次期学習指導要領では、「主体的・対話的で深い学び」が取り入れられる。
- ※6 子ども理解支援ツール
児童生徒理解の充実に図るため、児童生徒にアンケート等を実施、児童生徒のコミュニケーションスキルや学級等の満足度を図る調査等の総称のこと。
主に「ほっと2017」は「コミュニケーションスキル」を、「Q-U」は児童生徒の学級満足度を測定する。
- ※7 SNS
ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略称であり、Webサイトや専用アプリで利用できるオンラインサービスのこと。

長寿90歳 おめでとう

※承諾された方のみ写真および
氏名を掲載しています

町内在住で90歳を迎える方を祝う「別海町長寿賞」が遠藤タツさん（昭和3年2月1日・別海）、中垣文江さん（昭和3年2月12日・別海）、目黒キヌエさん（昭和3年2月25日・中春別）、間山タネさん（昭和3年2月27日・本別海）、加藤ヨネさん（昭和3年2月28日・別海）に贈られました。



遠藤 タツさん(別海)



中垣 文江さん(別海)



目黒キヌエさん(中春別)



間山 タネさん(本別海)

(有)住友設備工業から 暖房器具の寄贈がありました

2/26

(有)住友設備工業（住友 一雅 代表取締役）から会社設立55周年の記念とし

て、教育委員会に暖房器具が寄贈されました。

(有)住友設備工業からは、会社設立45周年、50周年の際にも寄贈いただいています。

暖房器具は、町内の小中学校や幼稚園で活用させていただきます。



栄誉を祝して



2/27

北方四島交流功労者知事感謝状伝達式が挙行政され、北方四島交流事業（ビザなし交流事業）において、長年にわたりホームビジットを引き受けてくださった功績をたたえ、北海道根室振興局長から中澤 信明さん、豊子さんに感謝状と記念品が贈られました。

北海道子どもかるた大会出場報告

3/9

2月18日に札幌市で開催された「第21回北海道子どもかるた大会」に出場した小中学生4チームが大会結果を報告するため、町長と教育長を表敬訪問しました。

各チームの代表から大会報告と応援に対するお礼の言葉があり、町長と教育長からは、全てのチームが入賞した快挙をたたえとともに、シーズン終盤となる今後の大会に向けて激励の言葉が贈られました。



■大会結果	小学生の部	優勝	竜神の翔	(尾岱沼下の句カルタ少年団)
		ベスト8	白銀の龍	(別海中央百人一首少年団)
	中学生の部	第3位	白銀の飛龍	(別海中央百人一首少年団)
		ベスト8	竜神の紅翼	(尾岱沼下の句カルタ少年団)

第43回 別海町消費者大会

2/16

中央公民館で「行動しよう 消費者の未来へ」をテーマに開催され、最近の消費者被害に関する講演やいきいき元気あっぷ健康体操の体験、消費生活展、フリーマーケットなどが行われました。

また、町内の小学生を対象に募集した第12回牛乳パッケージイメージデザインコンクールも併せて行われ、126点の作品の中から来場者による投票の結果、6点の入賞作品が選ばれました。



【1年生】石尾 咲人さん(上春別小)



【2年生】鹿野 新さん(上春別小)



【3年生】尾山 紗那さん(上風連小)



【4年生】関口 埜音さん(西春別小)



【5年生】石井 優衣さん(上春別小)



【6年生】佐藤 月菜さん(上春別小)

根室管内教育実践表彰を受賞

3/12

尾岱沼下の句カルタ少年団と別海中央百人一首少年団の2団体が、根室管内における教育活動の振興において、功績のあった方や団体を表彰する、根室管内教育実践表彰を受賞しました。

両団体とも長年活動を続け、全道規模の大会において優秀な成績を収めるとともに、各種の大会を運営するなど、青少年の健全育成に大きな役割を果たした取り組みが認められたものです。



おいしいホタテをありがとう



2/15・3/1

(株)富崎水産(富崎 洋尚 代表取締役)から、給食用として、ホタテ110キログラムの寄贈がありました。

このホタテは、2月19日に「ホタテいりontonこつラーメン」、3月8日には卒業祝献立に「べつかいほたてたっぷりカレー」で使われ、児童、生徒からはホタテの味もしっかりしていて、おいしかったとの声が寄せられました。

郷亜里砂選手が表敬訪問されました

3/7

2月に開催された平昌オリンピック女子スピードスケート500mで見事8位入賞、1000mでも13位と素晴らしい成績を収めた、西春別駅前出身の郷亜里砂選手が表敬のため役場を訪れました。

町長、副町長、教育長からは郷選手へ労いの言葉がかけられ、郷選手からは「多くの声援を受け、オリンピックの舞台では、全力で滑りきることができました。」と言葉がありました。



春の全国交通安全運動

4月6日(金)から15日(日)までの10日間、春の全国交通安全運動が実施されます。

交通ルールとマナーを守り、安心安全なまち別海町を目指しましょう。

重点項目

- 1 子どもと高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
- 2 自転車の安全利用の推進
- 3 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 4 飲酒運転の根絶

問合せ／防災交通担当 (内線2116・2117)

納め忘れにご注意ください

平成29年度の町道民税、固定資産税、軽自動車税および国民健康保険税の納期は全て終了しています。

口座振替の設定を行っている方でも、残高不足などの理由で振替ができないまま未納になっている場合がありますので、いま一度領収書類等を確認の上、不明な点や未納と思われる税目がありましたら下記担当へご連絡ください。

本年度の債権調査 差押件数

■債権の調査	4,334件
■債権の差押	108件
(平成30年2月末時点)	

問合せ／収納対策担当 (内線1115・1116)

FAX 75-2773

督促や催告を無視し続けると、調査や差押えの対象となります

べつかい協働のまちづくり補助金

町では、より良いまちを目指し活動する団体を支援することを目的に「べつかい協働のまちづくり補助金(公募型・一般型)」を設けています。詳細については、募集要項をご確認ください。

また、対象となる事業の確認や不明な点があれば、右記担当までお早めにご相談ください。

■受付期間

- (1)公募型(前期) 4月2日(月)から4月27日(月)まで
- (2)一般型 4月2日(月)から翌年1月31日(木)まで

■募集要項設置場所

町ホームページ、役場総合政策課、各支所、各連絡事務所、各公民館、図書館、総合スポーツセンター

問合せ／まちづくり推進担当 (内線2211・2212)

町長とまちづくりについて話しませんか

町では協働のまちづくりを推進するため、町民の皆さんの希望に応じ、町長と皆さんとの懇談会を実施しています。懇談会のメニューは下記のとおりとなっていますので、ぜひ皆さんの声をお聞かせください。

お問い合わせ、申し込みは下記担当まで。

町長と話しませんか

- 内容 懇談を希望する団体から申し込みを受け、まちづくり等に関するさまざまな分野にわたり懇談します。
- 対象 町内会等の自治会および町で活動している各種団体
- 主催 申し込みをした団体

問合せ／まちづくり推進担当 (内線2211)

ミルクミーティング

- 内容 懇談を希望するおおむね5名以上の町民で構成された団体から申し込みを受け、牛乳等を飲みながら、まちづくり等に関するさまざまな分野にわたり気軽に懇談します。
- 対象 町内会等の自治会および町で活動している各種団体
- 主催 町が主催し役場庁舎で開催

後期高齢者医療制度のお知らせ

制度の見直しについて



均等割 2 割、5 割軽減の範囲が見直しされました

保険料均等割軽減のうち、2 割、5 割軽減に係る所得判定基準が、次のとおり見直しされました。

【平成29年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円＋ (27万円×世帯の被保険者数)	5 割軽減
33万円＋ (49万円×世帯の被保険者数)	2 割軽減

【平成30年度から】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円＋ (<u>27万5千円</u> ×世帯の被保険者数)	5 割軽減
33万円＋ (<u>50万円</u> ×世帯の被保険者数)	2 割軽減

所得割の軽減割合が見直しされました

保険料所得割軽減の割合が、次のとおり見直しされました。

【平成29年度】

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が 58万円以下の方	2 割軽減

【平成30年度から】

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が 58万円以下の方	<u>軽減なし</u>

被用者保険の被扶養者だった方の軽減割合が見直しされました

この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方の軽減割合が、次のとおり見直しされました。

【平成29年度】

区 分	所得割	均等割
被用者保険の 被扶養者だった方	かかりません	7 割軽減

【平成30年度から】

区 分	所得割	均等割
被用者保険の 被扶養者だった方	かかりません	<u>5 割軽減</u>

※所得の状況により、均等割の軽減割合が9割、または8.5割に該当することがあります。

1 年間の保険料の賦課限度額が見直しされました

保険料の賦課限度額が、次のとおり見直しされました。

平成29年度	平成30年度
57万円	<u>62万円</u>



保険料の計算方法（平成30年度）

保険料額は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

均 等 割 【1人当たりの額】 50,205円	+	所 得 割 【被保険者本人の所得に応じた額】 (平成29年中の所得－33万円) × 10.59%	=	1年間の保険料 【限度額62万円】 (100円未満切り捨て)
---	---	--	---	--

●年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

食事療養標準負担額の金額が見直しされました

療養病床以外に入院したときの食事療養標準負担額（食事代）に係る部分が、平成30年4月から見直しされました。

区 分			平成30年3月まで	平成30年4月から
現役並み所得・一般			1食につき360円	<u>1食につき460円</u>
			1食につき260円	1食につき260円
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	90日までの入院	1食につき210円	1食につき210円
		90日を超える入院	1食につき160円	1食につき160円
	区分Ⅰ		1食につき100円	1食につき100円

生活療養標準負担額の金額が見直しされました

療養病床に入院したときの生活療養標準負担額のうち居住費に係る部分が、平成30年4月から見直しされました。

区 分	生活療養標準負担額 (居住費部分)	平成30年3月まで	平成30年4月から
以下のいずれにも該当しない方 (医療の必要性の低い方)		1日につき370円	1日につき370円
医療の必要性の高い方 (指定難病患者を除く)		1日につき200円	<u>1日につき370円</u>
指定難病患者		1日につき 0円	1日につき 0円
老齢福祉年金受給者		1日につき 0円	1日につき 0円



問合せ

別海町役場町民課後期高齢者・医療給付担当

TEL 75-2111 (内線1241・1242)

北海道後期高齢者医療広域連合

TEL011-290-5601

国保だより

第92号

今回は広報で

平成30年度から国保制度が変わります

平成30年度からは、都道府県が国保の安定的な財政運営や効率的な事業運営において中心的な役割を担うことになります。

また、市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課、徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うことになります。

平成30年4月から変わること

被保険者証等の様式が変わります

都道府県も国保の被保険者となるため、保険証や限度額適用認定証等の様式が変わります。

交付済みの保険証については、平成30年8月1日の更新の際に変更となります。

それまでは、現在お使いの保険証をお使いいただけます。医療機関等を受診する際に必要ですので大切に取り扱いましょう。

資格の取得、喪失は都道府県単位になります

都道府県内の他市区町村へ住所が変わった場合でも、国保の資格の取得、喪失は生じません。

ただし、転居後の市区町村において、改めて保険証が交付されます。

他の都道府県へ住所が変わった場合には、国保の資格の取得、喪失が生じます。

(どちらの場合も市区町村への転入・転出の届出をお願いします)

高額療養費の多数回該当が都道府県単位で通算され、加入者の負担が軽減されます

都道府県内の他市区町村への転出等であれば、高額療養費の多数回該当は通算されるようになります。

※多数回該当とは、過去12カ月間で高額療養費の対象となった月数が4回以上となった場合、4回目から自己負担限度額が引き下げられる制度です。

平成30年4月から変わらないこと

みなさんの国保の届出等の窓口は変わりません

市区町村国保の財政運営の仕組みは変わりますが、医療の受け方は変わりません。

また、保険税の納付先や保険給付の申請、各種届出の窓口は、これまでどおりお住まいの市区町村で変わりません。

交通事故などにあった場合はまず連絡を

国民健康保険に加入している人が、交通事故など第三者（自分以外の人）による行為で負傷したり病気になったりした場合、保険証を使って治療を受けることができます。

しかし、その場合の治療費は本来加害者が負担するべきものですので、国保が一時的に立て替え払いし、後日、加害者にその治療費を請求することになります。

従って、交通事故等で負傷して、保険証等を使って治療を受ける場合は、速やかに下記担当までご連絡ください。

医療費のお知らせ（医療費通知）について

平成30年4月以降に発送される医療費のお知らせ（医療費通知）については、再交付できませんので、大切に保管してください。

問合せ／国民健康保険担当（内線1215～1217）

野犬掃とうのお知らせと犬の適正飼育のお願い



町では狂犬病予防および町民や家畜への被害防止のため、「狂犬病予防法」「別海町畜犬取締及び野犬掃とう条例」に基づき、野犬掃とうを行っています。

つながっていない犬を捕獲した場合、飼い主を特定できないときや人または家畜等への危険防止のため緊急を要するときは、野犬とみなし、処分する場合がありますので十分注意してください。

問合せ／町民生活担当（内線1212）

し尿と家庭廃水のくみ取りのお知らせ

5月のくみ取り地区は、別海、本別海、走古丹、中春別、豊原、美原、尾岱沼、床丹となります。

くみ取りが必要な方は、くみ取り月の**前月20日まで**に、申し込みください。

また、証紙がないと、くみ取りできませんので、事前に必ず別海町収入証紙（し尿処理専用）を用意願います。

【くみ取り申込先】渡邉清掃株式会社 TEL75-2861

フリーダイヤル TEL0120-57-9310 ※携帯電話からはつながりません。

また、各支所および連絡事務所でも受け付けできます。

問合せ／町民生活担当（内線1212・1213）



一部の地域で 収集日を変更します



収集業務の効率化を図るため、4月から一部地域で「もえないごみ・粗大ごみ等」の収集日を変更します。ご理解とご協力をお願いします。

地 区	変更前	変更後
中部市街（中西別・上春別市街）	第4金曜日	第2金曜日
南部市街（上風連市街）	第3金曜日	第1金曜日

問合せ／町民生活担当（内線1212・1213）

いきいき元気あっぷ 健康体操教室日程

9:45～受付 10:00～11:30体操教室

	中央公民館	東公民館	西春別 ふれあい センター
4月	12日(木)	10日(火)	17日(火)
5月	10日(木)	8日(火)	15日(火)

※会場の都合や天候により予定を変更することがあります。

地域包括支援センターから

高齢となっても健康寿命を延ばし地域でいきいきとした生活が送れることを目標として、月1回、運動指導や健康維持に関する教室を開きます。認知症予防にもつながる“脳活性化を意識した運動”も行います。

参加
対象者

- ①65歳以上の方。体力、気力の低下が気になる方。
- ②誰かと一緒に運動したり、健康寿命を延ばす活動をしてみたい方（64歳以下でも可）。

※健康チェックは行いませんので、体調に不安のある方は事前に主治医への確認をお願いします。



参加費無料

地域包括支援センターは、高齢者の介護や生活の困り事の総合相談窓口です。

■申込み・問合せ／TEL79-5500（直通） 町役場1階福祉部内

福祉入浴券申請受付について



町内に住所を有し、在宅している方を対象に福祉入浴券の申請を受け付けています。
希望される方は役場福祉課または最寄りの各支所、各連絡事務所で申請してください。

■年間助成枚数 1人6枚（ただし、10月以降に申請された方は3枚となります。）

■対象者 ①満65歳以上の高齢者
②身体障害者手帳1級から3級の所持者
③療育手帳所持者
④精神障害者保健福祉手帳所持者

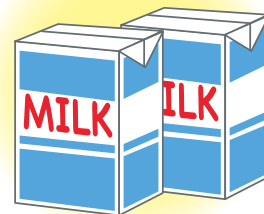
問合せ／社会・障がい福祉担当（内線1312）

福祉牛乳の支給申請について

福祉牛乳の対象者は下記のとおりとなっていますので、受給を希望される方は役場福祉課または最寄りの各支所、各連絡事務所で申請してください。

なお、現在受給している方の申請手続きは不要です。

■対象者 ①高齢者 満70歳以上の方
②妊産婦 妊婦 妊娠6カ月に入った月初めから出産した日まで
産婦 出産した日の翌日から1年間
③幼児 満1歳になった日から義務教育開始前の3月末まで
④身体障がい者（児） 1級から3級の手帳所持者
⑤療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者
⑥生活保護世帯 生活保護廃止となった月の末日まで
⑦ひとり親世帯 母親または父親と義務教育終了までの児童



問合せ／社会・障がい福祉担当（内線1312）

別海町子ども発達支援センターからのお知らせ

子ども発達支援センターでは、子どもの健やかな成長のために、心身の発達に心配のある子どもや障がいを持つ児童とその保護者に対し、適切な支援やアドバイスを行います。

- ことばの遅れや発音が気になる。
- 運動が苦手、手先が不器用。
- 友だちと上手にコミュニケーションがとれない。
- 落ち着きがない、こだわりが強い。

など、子育てに不安を感じたり、子どもの発達で気になることがありましたら、お気軽に何でもご相談ください。

また、北海道立旭川肢体不自由児総合療育センターから専門職員（医師、療法士等）の派遣を受け、年数回、巡回療育相談を実施しています。希望される方は事前にご相談ください。



相談先

- 名称 別海町子ども発達支援センター
- 住所 別海町別海常盤町280番地（児童デイサービスセンターにこっと内）
- 営業日 月から金曜日（祝日、年末年始等を除く）
- 営業時間 午前8時45分から午後5時30分まで
- TEL 0153-75-1929
- Eメール betsukai-day@educet03.plala.or.jp
（※個別療育中や訪問等により電話に出られない場合があります。）

問合せ／社会・障がい福祉担当（内線1311）

巡回児童相談について



巡回児童相談は、釧路児童相談所が遠距離にある地域等を巡回し、児童に係る助言や指導等を行うことで、児童の健全育成を図ることを目的としています。

お申し込みは、相談実施日の2カ月前までに下記担当までご連絡ください。

1 相談内容

- 18歳未満の児童の心や体に関する相談
- 学校や家庭での問題についての相談
- 療育手帳等の判定
- その他児童に関する相談

問合せ／社会・障がい福祉担当（内線1311）

2 日程

実施月日	相談時間
平成30年7月3日(火) 4日(水)	午前10時30分から午後5時30分 午前8時45分から午後3時45分
平成30年8月29日(水) 30日(木)	午前10時30分から午後5時30分 午前8時45分から午後3時45分
平成30年10月30日(火) 31日(水)	午前10時30分から午後5時30分 午前8時45分から午後3時45分
平成31年1月29日(火) 30日(水)	午前11時から午後5時30分 午前8時45分から午後3時15分

子育て支援員研修受講生募集

■日 時

7月9日(月)から14日(土) 午前9時から午後5時

■場 所

中標津町（場所未定）

■内 容

- 1日目 基本研修
2から4日目 地域保育コース
5から6日目 放課後児童コース



■受講料

無料（テキスト代として2,000円程度が必要となります。）

■申込方法

5月31日(木)までに電話、FAXまたは窓口にてお申し込みください。

子育て支援員とは

国が定めた研修を終了し、保育や子育て支援分野の各事業等に従事する上で、必要な知識や技術等を修得したと認められる方のことです。

4日目までの研修修了者を、全国共通の「子育て支援員」として認定します。（国家資格ではありません。）

なぜ子育て支援員が必要なの？

子ども・子育て支援新制度により、地域において保育や子育て支援事業の担い手となる人材が求められています。この研修を受講することによって、保育士等の資格をお持ちでない方でも保育や子育て支援分野の事業に従事することが可能となります。



Q 子育て支援に興味があるけど、どんな人が対象なの

A 別海町内に在住で心身ともに健康な方。性別や資格は問いません。

Q 子育て支援員になったら

A ①町が実施するファミリー・サポート・センター事業の協力会員になれます。

②お子さんを預かる家庭的保育（保育ママ）事業や一時預かり事業の保育従事者や保育施設等で補助的職員等になれます。（雇用を約束するものではありません。）

問合せ／こども・子育て担当（内線1331）

子育て支援員研修受講申込書

住 所			
氏 名		生年月日	

シニア向けお仕事説明会in別海

セブンイレブン・ジャパンでは、高齢者の社会参加および雇用促進を目的として、次のとおりシニア向けお仕事説明会を開催します。

本事業は、町とセブンイレブン・ジャパンの高齢者等の地域見守り活動に関する協定に基づく事業です。

- 日 時 5月9日(水) 午後2時から午後3時30分
- 場 所 別海町マルチメディア館 多目的会議室
- 参加対象 おおむね60歳以上で、町内のセブンイレブン各店舗で働きたい方
- 参加料 無料
- 定 員 20名(先着順)
- 申込開始日 4月9日(月)から
- 申込方法 下記まで電話にてお申し込みください



申込み・問合せ／商工・労働担当（内線1621）

融雪期に向けて 家畜排せつ物の適正な 管理の徹底を

長い冬も終わり、別海町にもようやく春が訪れようとしています。

毎年この時期は、融雪とともに家畜ふん尿や、れき汁の河川流出などの危険性が高くなることから、家畜排せつ物の適正な管理について、より一層の徹底を図る必要があります。

堆肥舎、尿溜、スラリーストアなどを自主点検するとともに、適切な家畜排せつ物の管理に努めましょう。

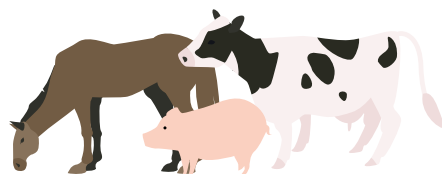
問合せ／酪農畜産担当（内線1416）

平成30年度 定期種畜検査のお知らせ

牛、馬、豚の定期種畜検査が8月下旬に実施される予定です。

受検に当たっては、6月ごろに予定している衛生検査を受検する必要がありますので、希望される方は下記までお問い合わせください。

申込み・問合せ／酪農畜産担当（内線1417）



水沼徳一郎基金奨励金について

町では、標記奨励金の交付推薦を募集しています。

奨励金は、元北海道議会議員である故 水沼徳一郎氏の生前の偉業をしのび、町内の農林業、水産業、商工業等の振興を図るために設置された基金から交付されます。

団体等が産業の振興を図る目的をもって行う事業に対して奨励金が交付されますので、申請手続き等の詳細については、下記までお問い合わせください。

問合せ／酪農畜産担当（内線1417）



森林の伐採には届出書の提出が必要です

森林の所有者が森林を伐採または伐採後に造林する場合には、伐採を始める日の30日前までに町へ「伐採及び伐採後の造林の届出書」を提出する必要があります。

また、伐採および造林が完了したときは、「伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書」を提出することが義務付けられています。

伐採および造林に関する相談、その他森林に関する相談や不明な点などがありましたら、右記の問合せ先へ気軽にご相談ください。

※無断で森林を伐採した場合は、伐採の中止および造林を命じることがあります。

問合せ内容・問合せ先

- 普通林の伐採または伐採後の造林の相談
- 火入れ行為に関する相談
- 森林の土地の所有者届出制度に関する相談
- その他森林に関する相談

【別海町役場産業振興部水産みどり課

TEL 0153-75-2111(内線1511・1611)】

【根室振興局森林室 TEL 0153-75-2304】

- 保安林の立木伐採・保安林内行為に関する相談
- 林地開発行為（1 ha以上の森林を伐採後草地等に造成・転用する場合）に関する相談
- その他森林に関する相談

【根室振興局産業振興部林務課 TEL 0153-24-5639】

別海町清流保全活動事業に要する補助金の募集について

町では、町民が自ら取り組む豊かで清らかな川づくりなどの河川環境保全活動に要する経費の一部を補助しています。

平成30年度内に河川環境保全事業を予定している団体等を対象に、次のとおり募集しますので、下記までお問い合わせください。

■補助金対象経費 河川植樹等の事業に係る経費、河川および河川敷地の清掃に係る経費、河川環境保全に係る講演の経費

■補助率 2分の1以内（上限30万円）

■募集期間 4月1日(日)から4月30日(月)まで

なお、募集期間内において、補助上限額に達しない場合は、随時受付とします。

問合せ／みどり担当（内線1511・1611）



ヒグマに注意!

4月1日(日)から5月31日(木)は
春の「ヒグマ注意特別期間」です

春先は森林内で親子グマの出没が多くなり、5月以降は子グマが人里付近へ現れることも予想されます。山菜採りなどで野山に入るときは、複数行動を心がけ、鈴やラジオなどで音を立てて存在を周知することや、見張りの徹底、薄暮時を避けるなど、ヒグマに対する注意をお願いします。

町内のヒグマ出没情報については、町ホームページの地域安全情報システムまもメール内「ヒグマの出没情報」でも確認ができます。

なお、ヒグマに遭遇したり、足跡などの痕跡を見つけた場合は、直ちに情報をご提供ください。

(昨年度、別海町内でのヒグマの目撃情報は40件ありました。)

問合せ／みどり担当（内線1511・1611）

合併処理浄化槽設置整備事業補助金について

町では、海、河川、地下水の水質汚濁防止と生活環境の改善を図るために、下水道処理区域外にお住まいで、合併処理浄化槽を設置する方へ補助金を交付しています。

希望される方は、交付条件等をご確認の上、本申込書を提出してください。

なお、申し込みは設置者本人とします。



1 補助金交付条件

■補助対象者

①下水道処理区域外の住宅に合併処理浄化槽を設置する町民の方で、平成31年2月28日までに確実に設置を完了できる方

※新築または増改築に伴う浄化槽の設置、既存住宅への浄化槽の設置および単独浄化槽からの切り替えが対象です。

②町税等を滞納していない方

③過去に本補助金の交付を受けていない方（世帯員含む）

④法令に基づき、適正な維持管理をされる方（法定検査、保守点検、清掃等）

※法定検査受検拒否等、適正に維持管理をしていない場合には補助金返還の対象となります。

■補助内容

合併処理浄化槽の設置に要する費用（浄化槽本体工事および付属設備設置工事、放流管の延長20mまでの工事費）に対して以下の補助限度額に基づき補助を行います。

なお、費用が補助限度額に満たない場合は、実際に要した費用を補助限度額とします。

■補助限度額 ※今後変更する可能性があります。

5人槽／1,070,000円 7人槽／1,290,000円

10人槽／1,620,000円

2 提出書類

申込書は、本面をコピーするか、町ホームページからダウンロードしてご用意ください。

提出書類②および③については税務課、④については町民課にて取得できます。

①合併処理浄化槽設置整備事業申込書

②完納証明書

③住宅平面図、既存住宅の場合は家屋名寄帳などの住宅の面積がわかる書類

④設置する住宅の世帯全員の住民票

3 申込期間

4月2日(月)から5月2日(水)

4 その他

アパートや社宅等は補助金交付対象外です。

年度の予算は限られているため、申し込みが多数の場合には5月中旬に抽選を行い、設置順位を決定します。

平成30年度 合併処理浄化槽設置整備事業申込書

ふりがな					職 業	
氏 名	印					
住 所	(現住所)				電話番号／FAX	
	(設置先) 野付郡別海町					
該当区分 (○印を記入)	新築による設置	増改築による設置	既存住宅への設置	単独浄化槽の切替	井戸水の使用	
その他の 特記事項	工事期間予定					
	(着手) 平成 年 月 ~ (完了) 平成 年 月					
住宅の内容	住宅面積	トイレの数	台所の数	風呂の数		
	m ²	箇所	箇所	箇所		
家族の状況	現在の居住者数	人	将来の予定居住者数	人		
	居住者増減の理由					

提出先・問合せ／事業・維持担当（内線4517）

浄化槽とは

浄化槽とは、台所、トイレ、洗面所、風呂場など家庭から出る汚れた水をそれぞれの家庭できれいにする施設のことで、仕組みは下水道とほぼ同じで、下水道のない区域のための処理施設です。

浄化槽の中には、トイレの汚れた水だけをきれいにし、台所、洗面所、風呂場からの汚れた水は排水路や川にそのまま放流してしまう「単独処理浄化槽」（現在では設置禁止）というものもあります。

町では、くみ取り式トイレや単独処理浄化槽を使用しているご家庭に対し、自然環境への影響が少ない「合併処理浄化槽」の設置について、補助制度を設けるなど普及を進めています。

◆浄化槽の年間維持管理費等の目安

	初年度	2年目以降	維持管理費の内容
5 人 槽	63,000円	69,000円	検査手数料、保守点検料金、清掃代金、清掃時水道料金、ブロー電気代、汚泥くみ取り料、消毒用薬剤料、その他 ※通常使用における平均的な目安ですので、使用状況等によって変動します。また汚泥くみ取り時に業者への立会いを依頼する場合には、左記の金額以外に料金が発生することがあります。
7 人 槽	70,000円	75,000円	
10 人 槽	81,000円	86,000円	

問合せ／事業・維持担当（内線4517）

水道等の使用に関するお知らせ

水道料金と下水道使用料の支払いについて

各料金は、納入通知書でのお支払いのほか、口座振替がご利用できます。コンビニエンスストアや金融機関等の窓口へ足を運ぶ必要がありませんので、ぜひご利用ください。

■口座振替の申込方法

下記に記載されている金融機関の窓口へ、通帳と通帳の印鑑をご持参の上、お申し込みください。

■口座振替が利用できる金融機関および口座振替日

※振替日が土曜日、日曜日、休日、祝日の場合は、翌営業日に振替となります。

■口座振替のご注意

毎月の振替日前に、必ず口座残高をご確認ください。

3カ月間連続で残高不足による未納が続いた場合、以降の納入は納入通知書によりお支払いしていただきます。

金 融 機 関	口座振替日
大地みらい信用金庫本店・各支店、北海道労働金庫本店・各支店、全国のゆうちょ銀行、北海道銀行本店・各支店	毎月23日
道東あさひ農業協同組合本所・各支所、中春別農業協同組合、計根別農業協同組合、標津町農業協同組合、別海漁業協同組合、野付漁業協同組合	毎月25日

使用者、所有者、用途の変更をする場合

次の変更を行う際は、届出が必要となります。下記担当または各支所へご連絡ください。

- ・住宅の入居または退去により水道および下水道を使用される方が変更になる場合
- ・住宅の売買や所有者の死亡等によって給水施設等の所有者を変更する場合
- ・事業の開始や停止等により利用する用途が変わる場合

水道メーター使用料について

長期間の不在等で1カ月以上にわたり水道を使用しない場合は、事前に休止の届出をすることでメーター使用料のみの請求となり、料金を軽減することができます。

今後使用する予定がない住宅や施設であっても、水道が接続されている場合はメーター器が給水管に設置されているため、毎月メーター使用料（一般家庭用 口径13mmの場合329円から432円）が請求されます。

水道の廃止には、メーター器の撤去工事に15,000円の費用負担がかかりますが、長期的に比較すると安価となりますので、確実に使用しない水道であればご検討ください。

問合せ／管理担当（内線4513）

平成30年度

別海消防署から

危険物取扱者・消防設備士試験日程表

※書面による申請とインターネット（電子）による申請では、受付期間が異なるのでご注意ください。

危険物取扱者試験	区分	試験日	試験地	試験の種類	受験願書の受付期間		合格発表予定日
					書面申請	電子申請	
第1回	5月27日(日)	札幌市	札幌市	甲種、乙種(第1～6類) 丙種	4月18日(水)～ 4月26日(木)	4月15日(日)～ 4月23日(月)	6月13日(水)
第2回	6月17日(日)	函館市 旭川市 北見市 苫小牧市 帯広市 釧路市 倶知安町 小樽市 岩見沢市 名寄市 稚内市 室蘭市	函館市 旭川市 北見市 苫小牧市 帯広市 釧路市 倶知安町 小樽市 岩見沢市 名寄市 稚内市 室蘭市	甲種、乙種(第1～6類) 丙種 乙種(第1～6類) 丙種	5月10日(木)～ 5月17日(木)	5月7日(月)～ 5月14日(月)	7月4日(水)
第3回	7月22日(日)	札幌市	札幌市	甲種、乙種(第1～6類) 丙種	6月18日(月)～ 6月25日(月)	6月15日(金)～ 6月22日(金)	8月8日(水)
第4回	8月26日(日)	函館市 旭川市 北見市 苫小牧市 帯広市 釧路市	函館市 旭川市 北見市 苫小牧市 帯広市 釧路市	甲種、乙種(第1～6類) 丙種	7月18日(水)～ 7月26日(木)	7月15日(日)～ 7月23日(月)	9月12日(水)
第5回	10月14日(日)	札幌市	札幌市	甲種、乙種(第1～6類) 丙種	9月7日(金)～ 9月14日(金)	9月4日(火)～ 9月11日(火)	10月31日(水)
第6回	11月4日(日)	函館市 旭川市 北見市 苫小牧市 帯広市 釧路市 小樽市 岩見沢市 滝川市 名寄市 留萌市 紋別市 浦河町	函館市 旭川市 北見市 苫小牧市 帯広市 釧路市 小樽市 岩見沢市 滝川市 名寄市 留萌市 紋別市 浦河町	甲種、乙種(第1～6類) 丙種 乙種(第1～6類) 丙種	9月27日(木)～ 10月4日(木)	9月24日(月)～ 10月1日(月)	11月21日(水)
第7回	12月9日(日)	札幌市	札幌市	甲種、乙種(第1～6類) 丙種	11月5日(月)～ 11月12日(月)	11月2日(金)～ 11月9日(金)	12月27日(木)
第8回	平成31年 1月20日(日)	函館市 旭川市 北見市 苫小牧市 帯広市 釧路市	函館市 旭川市 北見市 苫小牧市 帯広市 釧路市	甲種、乙種(第1～6類) 丙種	12月3日(月)～ 12月10日(月)	11月30日(金)～ 12月7日(金)	平成31年 2月6日(水)
第9回	3月10日(日)	札幌市	札幌市	乙種第4類 丙種	平成31年 2月1日(金)～ 2月8日(金)	平成31年 1月29日(火)～ 2月5日(火)	平成31年 3月29日(金)

消防設備士試験	区分	試験日	試験地	試験の種類	受験願書の受付期間		合格発表予定日
					書面申請	電子申請	
第1回	6月17日(日)	札幌市 函館市 旭川市 北見市 苫小牧市 帯広市 釧路市	札幌市 函館市 旭川市 北見市 苫小牧市 帯広市 釧路市	甲種特類 甲種(第1～5類) 乙種(第1～7類)	5月10日(木)～ 5月17日(木)	5月7日(月)～ 5月14日(月)	7月19日(木)
第2回	8月26日(日)	札幌市 函館市 旭川市 北見市 苫小牧市 帯広市 釧路市	札幌市 函館市 旭川市 北見市 苫小牧市 帯広市 釧路市	甲種(第1～5類) 乙種(第1～7類)	7月18日(水)～ 7月26日(木)	7月15日(日)～ 7月23日(月)	9月28日(金)
第3回	11月4日(日)	札幌市 函館市 旭川市 北見市 苫小牧市 帯広市 釧路市	札幌市 函館市 旭川市 北見市 苫小牧市 帯広市 釧路市	甲種特類 甲種(第1～5類) 乙種(第1～7類)	9月27日(木)～ 10月4日(木)	9月24日(月)～ 10月1日(月)	12月6日(木)
第4回	平成31年 1月20日(日)	札幌市 函館市 旭川市 北見市 苫小牧市 帯広市 釧路市	札幌市 函館市 旭川市 北見市 苫小牧市 帯広市 釧路市	甲種(第1～5類) 乙種(第1～7類)	12月3日(月)～ 12月10日(月)	11月30日(金)～ 12月7日(金)	平成31年 2月21日(木)
第5回	3月10日(日)	札幌市	札幌市	乙種(第4. 6. 7類)	平成31年 2月1日(金)～ 2月8日(金)	平成31年 1月29日(火)～ 2月5日(火)	平成31年 4月11日(木)

◆受験願書は、(一財) 消防試験研究センター北海道支部、各地域の消防本部、消防署、北海道総務部危機対策局危機対策課、各総合振興局または各振興局地域創生部地域政策課および紀伊国屋書店札幌本店にあります。

(一財) 消防試験研究センター北海道支部

〒060-8603 札幌市中央区北5条西6丁目2番地の2 札幌センタービル12階
TEL 011-205-5371 FAX 011-205-5373

問合せ／別海町消防署予防課
TEL75-2200

春の火災予防運動

4月20日(金)から4月30日(月)まで

住宅
防火点検を
実施します

運動期間中、農家地区および別海川上町の一部を対象に、消防団員（身分証携帯）による住宅の外観および周囲の点検を実施します。防火点検に使用する車両は、家畜伝染病予防のため消毒を行いますので、ご理解とご協力をお願いします。

<点検内容> 煙突、ホームタンク、ガスボンベ等の設置状況 など

問合せ／別海消防署予防課 TEL 75-2200

奏楽(そら)コンサート

日時

5月29日(火)

開場 午後6時 開演 午後7時

場所

別海町中央公民館 大集会室

■チケット 前売り2,000円 当日2,500円

(各ドリンク券付き※アルコール類は2枚で1杯、ソフトドリンクは1枚で1杯)

■チケット販売

別海町各公民館、ミュージックショップぴっくあっぷ、大和屋、中標津町総合文化会館、根室市総合文化会館、標津町生涯学習センター、よしや楽器

■問合せ 別海町中央公民館 TEL75-2146

※当日はアルコールの提供をしていますので、お車でお越しの方は、飲酒をご遠慮ください。

旧国鉄標津線床丹3の川鉄橋米軍機空襲跡を
別海町歴史文化遺産に認定

「旧国鉄標津線床丹3の川鉄橋米軍機空襲跡」を別海町歴史文化遺産に認定しました。

昭和20年7月14日早朝、米軍空母ハンコックから発進した戦闘爆撃機コルセア2機が、国鉄西別駅—春別駅間を走行していた機関車に対し機銃掃射を行いました。この攻撃により、機関士1名が亡くなっています。本遺産は、この空襲によって床丹3の川に架かる鉄橋に残った銃弾痕です。

米軍による別海村への空襲が残した歴史的痕跡であり、本町における戦争の記憶を後世に語り継ぐ上で重要な遺構です。

「別海町歴史文化遺産」は、応募者や地域の人たちの思い入れや由来などを重視して遺産として認定するもので、申請の受付は随時行っています。詳しくは下記担当までお問い合わせください。

問合せ／文化財担当（内線3712）

平成30年度 シーズン券の販売について

次の各スポーツ施設を利用される方にシーズン券を販売します。

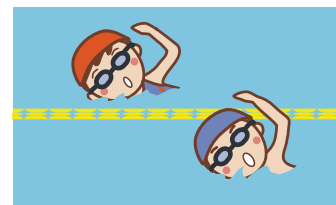
施設名		開放期間	休館日	開放時間
体育館	町民	4月1日から12月24日	月曜日 (月曜が祝日の場合は翌日)	平日、土曜日 午前9時から午後10時
	西春別	1月8日から3月31日		日曜日、祝日 午前9時から午後5時
ファミリースポーツハウス (町民・西春別)		4月1日から12月24日 1月8日から3月31日		午前9時から午後10時
温水プール	別海	4月1日から11月25日		午後1時から午後8時30分 ※7、8月は午前10時から開放
	別海(トレーニング室)	4月1日から12月24日 1月8日から3月31日		午後1時から午後8時45分 ※7、8月は午前10時から開放
	西春別	4月1日から11月25日		午後1時から午後8時 ※7、8月は午前10時から開放
	尾岱沼	5月1日から10月24日	月曜日	火、水、土、日曜日 午後1時から午後5時 木、金曜日 午後1時から午後8時 ※7、8月は午前10時から開放 ※火、水、土、日曜日は、午後5時以降の夜間開放は行いません。

施設使用料

施設名	シーズン券		一回券 (午前、午後、夜間)	
	一般	65歳以上	一般	65歳以上
町民、西春別体育館共通	4,200円	2,100円	100円	50円
町民、西春別ファミリースポーツハウス共通				
別海、西春別、尾岱沼温水プール共通	6,300円	3,150円	310円	150円
別海、西春別、尾岱沼パークゴルフ共通	6,300円	3,150円	310円	150円

販売所

- 町民体育館、西春別温水プール、尾岱沼温水プールの3カ所
 - 西春別温水プール休館日のときは、西公民館で1回券のみ販売。
 - 尾岱沼温水プール休館日のときは、尾岱沼支所で1回券のみ販売。
- 障がい者手帳をお持ちの方は、免除となります。シーズン券が必要な方は各販売所で手続きを行ってください。(障がい者手帳必要)



※町民体育館について、今年度内部改修工事が予定されており開放できなくなる期間があります。
工期やシーズン券の扱いが決まり次第周知します。



パークゴルフ場について

町民体育館および西春別温水プールで **4月24日(火)**より販売開始。
町営パークゴルフ場、尾岱沼温水プールでは、オープン後に販売します。
(5月上旬オープン予定)

利用券の有効期限は発行年度内となります

問合せ／別海市街の施設 別海町総合スポーツセンター TEL 75-2882
西春別・尾岱沼の施設 教育委員会生涯学習課社会体育担当 TEL 75-2111 (内線3711)

図書館は、赤ちゃんから どなたも無料で利用できます

本を借りるときは、利用者カードが必要です。
利用者カードは即時発行します。

利用者カードについて、園児、児童は幼稚園、学校で移動図書館車を利用するため、担任等が保管している場合があります。その場合は、貸し出しの際に、カウンターでお名前をお伝えいただければ本を借りることができます。

図書館のご案内

■開館時間

午前10時から午後6時（日曜日は午後4時まで）

■休館日

月曜日（月曜日が祝日の場合は火曜日も休館）
祝日、図書整理日（毎月最終木曜日）、
特別図書整理日（蔵書点検）、年末年始

■貸出冊数と期間

1人10冊まで2週間以内（移動図書館車は5冊まで）
※雑誌の最新号、ビデオ、DVDは館内利用のみ。

■移動図書館車「はくちょう号」

絵本から一般書まで、約2,500冊の本を積んで、各地域や各学校、保育園、幼稚園を巡回しています。運行は5月8日(火)からを予定しています。日程等の詳細は、来月号でお知らせします。

■上西春別中学校開放型図書室

毎週水曜日 午後2時30分から午後5時まで
上西春別中学校図書室の一部を活用して本の貸し出しを行っています。

■初めて本を借りる方

カウンターにお申し込みください。利用者カードを発行します。

第67回 古本市

皆さんから寄せられた本を安価で販売し、その収益から図書館に新刊が寄贈されます。

■日時 4月21日(土) 午前10時から午後4時

■場所 図書館エントランスホール

■主催 読書サークル東雲

古本の提供も随時受け付けています。

飛び出す絵本展

■期間 4月22日(日)から5月13日(日)

■場所 図書館カウンター前

子どもの読書週間（4月23日から5月12日）にあわせ、絵本を開くと場面が飛び出すポップアップ絵本を展示します。貸し出しはできませんが、素晴らしい「しかけ絵本」をご覧ください。

小さい子のお話の時間

■日時 13日、20日、27日(金)

午前11時から11時15分

■場所 図書館「お話のコーナー」

■対象 0歳から3歳程度

※図書館職員が赤ちゃん絵本の読み聞かせや手遊びなどをします。

4月の休館日 2日、9日、16日、23日、26日（月末休館日）、29日、30日

5月の休館日 3日～5日、7日、14日、21日、28日、31日（月末休館日）

休館中の返却は玄関横の返却ポストをご利用ください。

問合せ／図書館 TEL 75-2266 FAX 75-0506 Eメール tosyo@betsukai.jp

郷土資料館だより ふるさと講座・歴史系 第1回目

歴史の道を歩く～江戸時代のノツケ! 野付通行屋、番屋跡遺跡を訪ねる～

道内でも珍しい江戸時代の遺跡を訪ねたいと思います。また、野付半島の春の息吹も感じられることと思います。



野付通行屋跡遺跡（1999年撮影）

■日時 4月22日(日) 午前9時30分から午後1時

■場所 野付半島（集合は野付半島ネイチャーセンター2階）

■講師 郷土資料館 主幹 石渡 一人

■定員 30名（電話、FAXまたはEメールにて氏名、電話番号を4月20日(金)までにご連絡ください。）

■参加料 100円（保険料）

■その他 長靴を必ず着用してください。草分け道や海岸を5kmほど歩きます。

4月の休館日 1日、7日、9日、15日、21日、23日、29日、30日

5月の休館日 3～6日、14日、19日、20日、28日

問合せ／郷土資料館

TEL・FAX 75-0802

Eメール kyoudo@betsukai.jp

監査結果の公表

監査委員は、地方自治法等に基づき、町長の指揮監督から独立した立場で、町および関係機関における「支出や契約、財産管理等の財務に関する事務の執行」や「公営企業の経営に係る事業の管理」が、法令等に従い、適正に行われているかを監査しています。

今回、平成29年度に実施した監査結果について、次のとおりお知らせします。

別海町監査委員 志賀 正章、田村 秀男、森本 一夫

平成29年度 定期監査結果報告書

- 監査の実施期間** 平成29年11月27日から平成29年12月6日までのうち7日間
- 監査の対象部局** 全ての部および部外局
- 監査の対象事項および範囲**

監査の対象事項 事業管理・財務事務等

監査の範囲 平成29年度「今年のしごと」掲載事業の執行状況および平成29年4月1日から10月31日までに執行された事務事業等
- 監査の目的、着眼点および方法**

各部課等が分掌する事務・事業が関係法令に従って適切、かつ、効率的に執行されているかを主眼とし、あらかじめ提出を求めた資料および関係書類を審査するとともに、担当職員から説明を聴取するなどの方法で実施した。
- 監査の結果**

監査の結果について、監査の対象とした事業は、おおむね適正に執行されていると認められた。

また、事務処理等についても、一部で口頭による指導を行ったが、おおむね適正に執行されていると認められた。

本監査において、検討または改善を求める事項は無いが、今後においても、情報の共有を図り統一した認識の下、事務処理等の執行に努められたい。

母子健康センターからのお知らせ

インファントマッサージ教室

お母さんと赤ちゃんの絆をさらに深めるための、オイルを使用したマッサージです。

時間	午前10時から午前11時30分頃まで
対象	1歳未満のお子さんとお母さん
料金	町内に住所のある方 1,000円
1回	その他の方 2,000円

申込締切
4月13日

5月コース

全4回

5月10日(木)
5月17日(木)
5月24日(木)
5月31日(木)

現在別海病院での、分娩が休止されておりますが、今までどおり母子健康センターでは、出産する施設にかかわらず、24時間電話相談を受け付けておりますので、妊娠中のお悩みや赤ちゃんのことなどで困ったことがあればいつでもお気軽にご利用ください。

母子健康手帳の交付

病院で分娩予定日が確定し、母子健康手帳の交付を受けるよう言われた方は、交付日程を調整しますので、事前に電話連絡をお願いします。

また、手帳の交付にはマイナンバーの記載等が必要となります。個人番号カードをお持ちの方は個人番号カードを、お持ちでない方は通知カードと運転免許証等の写真付きの身分証明になるものをお持ちください。不明な点は、お問い合わせください。

問合せ／母子健康センター
TEL 75-2262 FAX 75-0337



【税務署からのお知らせ】
国税専門官募集

札幌国税局では、国税局や税務署において、税のスペシャリストとして活躍する国税専門官を募集しています。平成30年度の採用試験の概要は、次のとおりです。

ご不明な点は、下記担当または最寄りの税務署にお尋ねください。

■受験資格

- (1)昭和63年4月2日から平成9年4月1日生まれの方
- (2)平成9年4月2日以降生まれの方で大学を卒業する見込みの方など別に定める方

■申込受付期間

申し込みはインターネットにより行ってください。

3月30日(金)午前9時から4月11日(水)受信有効

■申込専用アドレス

<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

■第1次試験

【基礎能力試験、専門試験(多肢選択式及び記述式)】

6月10日(日)

■第1次試験合格者発表日

7月3日(火)

■第2次試験

【人物試験及び身体検査】

7月12日(木)から7月19日(木)のうち指定する日

■最終合格者発表日

8月21日(火)

■問合せ

札幌国税局人事第2課採用担当

TEL 011-231-5011

(内線2315)

財務専門官採用試験のお知らせ

財務省北海道財務局では、財政、金融のプロフェッショナルとして活躍する財務専門官を募集しています。試験の概要は次のとおりです。

■受験資格

- ①昭和63年4月2日から平成9年4月1日生まれの方
- ②平成9年4月2日以降生まれの方で次に掲げる方

(1)大学、短期大学または高等専門学校を卒業した方

および平成31年3月までに大学、短期大学または高等専門学校を卒業する見込みの方

(2)人事院が(1)の方と同等の資格があると認める方

■申込受付期間

4月11日(水)受信有効

■申込方法

4月11日(水)受信有効

申し込みはインターネットにより行ってください。

■申込専用アドレス

<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

■第1次試験日

6月10日(日)

■問合せ

財務省北海道財務局人事課人事係

TEL 011-709-2311

(内線4252)

小学生から高校生のための夏休み海外研修交流事業 参加者募集

公益財団法人国際青少年研

町道中西別上風連線に係る道路工事のお知らせ

工事期間中は片側交互通行(夜間開放)の交通規制を行うため、自衛隊車両が別経路で移動する場合があります。

工事実施時期に付近を通行の際はご注意ください。

■工事期間 4月から11月中旬まで(平成36年全線完了予定)

■問合せ

別海町役場 建設水道部 事業課 建設担当
TEL 0153-75-2111 (内線3211・3215)

別海町役場 総務部 総合政策課
まちづくり推進担当

TEL 0153-75-2111 (内線2211)



修協会では、9コースの参加者を募集しています。体験を通して、お互いの理解や交流を深め、国際性を養うことを目的に実施します。

日程、対象、締切はコースによって異なります。詳細については下記までお問い合わせください。

■内容
ホームステイ ボランティア
文化交流 学校体験
英語研修 地域見学野外活動など

■研修先

米国 英国 カナダ サイパン シンガポール フィジー フィリピン

■日程 7月26日(木)から8月16日(木)までのうち8日間から18日間

■対象 小学3年生から高校3年生の方まで

■参加費

24万8千円から59万円

■締切

5月22日(火)または6月8日(金)

■問合せ・資料請求

公益財団法人国際青少年研修協会

TEL 03-6417-9721

FAX 03-6417-9724

Eメール

info@ksk.or.jp

ホームページ

<http://www.ksk.or.jp>

「NHKのご自慢」の実施について

NHK釧路放送局と根室市、根室市教育委員会では、NHK釧路放送局開局80周年と根室市総合文化会館開館25周年を記念して「NHKのご自慢」を実施します。出場、観覧をご希望の方は、次のとおりお申し込みください。詳細については下記までお問い合わせください。

■日時

6月10日(日)

開場 午前11時

開演 午前11時45分

■予選会

6月9日(土)

開会 午前11時45分

結果発表 午後5時30分頃

■会場

根室市総合文化会館（根室市曙町1丁目40番地）

■申込受付期間

出場 4月23日(月)必着

観覧 5月10日(木)必着

■出場希望の申込方法

郵便往復はがきに次の事項を明記の上、ご応募ください。

(1) 往信用裏面に、郵便番号、住所、名前（ふりがな）、年齢、性別、電話番号、

職業（中学生、高校生、大学生は部活動なども記入）歌う曲名と歌手名、選曲理由（詳しく）を明記

■観覧希望の申込方法

郵便往復はがきに次の事項を明記の上、ご応募ください。

(1) 往信用裏面に、郵便番号、住所、名前、電話番号を明記
(2) 返信用表面に、郵便番号、

住所、名前を明記
※入場は無料ですが、入場整理券が必要です

■宛先

〒060-8703

NHK札幌放送局

「NHKのご自慢」（根室市）

出場 または 観覧」係

■問合せ

24時間音声テープ案内

TEL 0154-44-4000、

TEL 0154-44-4400

NHK釧路放送局ホームページ

<http://www.nhk.or.jp/kushiro/>

ジャンボな町・別海町が今年も開催!

別海町 第9回 ジャンボホタテ・ホツキ祭り

活ホタテ活ホツキ販売 尾岱沼漁港特設会場

抽選で当たった方!! 4/29 10:00~14:00 雨天中止

ホタテ・ホツキ釣り大会

アサリ販売 問合せ/別海町観光協会 TEL 0153-75-2111 <http://betsukai-kanko.jp>

平成30年度 尾岱沼 潮干狩りフェスティバル

実施場所 尾岱沼ふれあいキャンプ場 他産地より大粒!と人気のアサリをバケツいっぱいを持ち帰り、春の訪れと旬の味覚をご堪能ください。

実施回数	実施月日	実施時間
第1回目	5月3日(木)	10:30~12:30
第2回目	5月4日(金)	11:00~13:00
第3回目	5月19日(土)	11:00~13:00
第4回目	5月20日(日)	12:00~14:00
第5回目	6月2日(土)	11:00~13:00
第6回目	6月3日(日)	11:30~13:30
第7回目	6月16日(土)	10:30~12:30
第8回目	6月17日(日)	11:00~13:00

料金 一般 300円 小中学生 200円 + 遊漁料(バケツ1杯) 1,200円

実施時間の30分前から受付を開始します。また、受付は実施時間終了30分前で締切とさせていただきます。

雨天等、当日実施確認先 尾岱沼キャンプ場 TEL0153-86-2208(朝7時以降)

元気未来っ子 1歳6か月児

() 内は保護者名 ※希望された方を掲載しています。

広報3月号に誤記がありました。お詫びして、次のとおり訂正いたします。
誤 (孝二郎)
正 (孝次郎)



堀 結愛ちゃん (和希)



湯浅 麟太郎くん (嘉謙)



小柳 縁ちゃん (尚之)



東 狐 蓮くん (潤平)



馬場 夏海ちゃん (孝次郎)



田中 晴稀くん (真志)



森重 瑛太くん (秀之)



坂脇 彰斗くん (康彰)



根本 雅くん (勇作)



鈴木 杏理ちゃん (雄輔)

保健センター からの

お知らせ

4・5月の 母子保健 業務予定



月	日	曜日	予定内容	場 所	時 間
4月	3	火	乳 幼 児 相 談	尾岱沼地域センター	10:00～11:00
	4	水	乳 幼 児 相 談	西春別ふれあいセンター	10:00～11:00
	5	木	乳 幼 児 相 談	町民保健センター	9:00～10:30/13:00～14:30
	10	火	離乳食教室	町民保健センター	10:30～12:00
	17	火	4 か 月 健 診	町民保健センター	9:20～ 9:30 (受付)
			1 歳 6 か 月 児 健 診	町民保健センター	12:30～13:00 (受付)
			3 歳 児 健 診	町民保健センター	13:15～13:45 (受付)
			※午前に4か月児健診、午後に1歳6か月児健診・3歳児健診を予定していますが、 予定人数のばらつきにより、呼び出し時間が替わる場合があります。必ず3週間前 に発送する案内をご確認ください。		
	23	月	1 歳 3 か 月 歯 磨 き 教 室	町民保健センター	10:00～11:30
	26	木	5 歳 児 相 談	町民保健センター	9:15～ 9:30 (受付)
5月	27	金	フ ッ 素 塗 布	町民保健センター	9:30～11:30/13:00～15:30
	8	火	離乳食教室	町民保健センター	10:30～12:00
	9	水	4 か 月 健 診	町民保健センター	12:50～13:00 (受付)
	10	木	1 歳 3 か 月 歯 磨 き 教 室	町民保健センター	10:00～11:30
	15	火	1 歳 6 か 月 児 健 診	町民保健センター	9:15～ 9:45 (受付)
			3 歳 児 健 診	町民保健センター	13:00～13:30 (受付)
	16	水	乳 幼 児 相 談	西春別ふれあいセンター	10:00～10:30
	17	木	乳 幼 児 相 談	町民保健センター	9:00～10:30/13:00～14:30
	30	水	フ ッ 素 塗 布	西春別ふれあいセンター	10:00～11:30
	31	木	フ ッ 素 塗 布	町民保健センター	9:30～11:30/13:00～15:30

- 4月の4か月健診対象者 対象者には個別に通知します
- 4月の1歳6か月児健診対象者 平成28年9月生まれのお子さん
- 4月の3歳児健診対象者 平成27年3月生まれのお子さん
- 4月の5歳児相談対象者 平成25年2月、3月生まれのお子さん(午前)

こころの健康相談

町民保健センターでは、
町民を対象に、臨床心理士による
「こころの健康相談」
を行っています。

月～金（予約制）
9:00～17:00

相談は
無料
です

誰かに話すことで気持ちが
楽になったり、考えが整理されたり
することがあるはずです。
お気軽にご相談ください。

こんなことで悩まれている方はいませんか？

- この頃気分が落ち込んで元気が出ない
- 最近なぜか不安でたまらない
- 家族や友人にこころの病気と言われたけど、本当に病気かな？
- 家族や職場の悩みを誰かに相談したい など

困ったときの相談窓口～かけがえのない命を守るために～

■死にたい気持ちについての相談窓口

- ・北海道いのちの電話 011-231-4343 (24時間対応)
- ・旭川いのちの電話 0166-23-4343 (24時間対応)
- ・自殺予防いのちの電話 0120-738-556 (毎月10日のみ8:00～24時間)

※ご本人ではなくても相談できます。

※相談の際、自分の名前は教えなくても大丈夫です。

■借金・多重債務についての相談窓口

- ・法テラス 0570-07-8374 [9:00～21:00(月～金)／9:00～17:00(土)]
- ・多重債務相談窓口 011-807-5144 [9:00～17:00(月～金)]

■ひきこもり・自死遺族・その他メンタルヘルスについての相談窓口

- ・別海町傾聴ボランティア「みえるの会」
中河 090-1640-8797 佐藤 080-5584-3906

※個人情報・秘密は守られます。

■予約先・相談場所 町民保健センター母子保健担当 TEL75-0359
すでに精神科・心療内科通院中の方は、主治医の了解を得てからご予約ください。

平成
30年度

各種健康診査等のお知らせ

平成30年度の各種健康診査等は下記日時・場所で予定していますが、日時や健（検）診内容、料金が変更になる場合もありますので、ご了承ください。

なお、昨年度、子宮・乳がん検診以外を受診された方には問診票の発送を行いますので、不要な方はお手数ですがご連絡ください。

	月 日	曜日	会 場	受付時間	特定・若者健診	胃がん	肺がん・結核	大腸がん	肝炎ウイルス	エキノコックス
日程①	4月18日	水	西春別地域センターみらい館	6:30~10:30						
	4月19日~21日	木~土	西春別ふれあいセンター	6:30~10:30	●	●	●	●	●	●
	4月22日	日	床 丹 地 域 会 館	6:00~9:00						
	5月5日	土	上 春 別 地 域 セ ン タ ー	6:00~10:30						
	5月6日	日	走古丹地域防災センター	6:00~9:00						
	5月7日	月	上 風 連 地 域 セ ン タ ー	7:00~10:00	●	●	●	●	●	●
	5月8日、9日	火、水	中春別ふれあいセンター	6:00~11:00						
	5月10日	木	中西別ふれあいセンター	6:00~11:00						
	6月10日~14日	日~木	別海町民保健センター	6:00~11:00	●	●	●	●	●	●
	7月13日	金	尾 岱 沼 き ら く る	16:00~17:30		—				
	7月14日、15日	土、日		6:00~11:00	●	●	●	●	●	●
	7月16日	月(祝)	本 別 海 地 域 セ ン タ ー	6:00~9:00						
日程②	7月31日~8月2日	火~木	別海町民保健センター	6:00~11:00	●	●	●	●	●	●
	8月7日、8日	火、水	J A 道 東 あ さ ひ 上 春 別							
	8月9日、10日	木、金	J A 計 根 別							
	8月21日、22日	火、水	J A 中 春 別							
	8月23日、24日	木、金	J A 道 東 あ さ ひ 西 春 別							

※●のついている項目が受けられます。

※日程①と日程②で、使用する問診票や検便容器等が異なります。問診票等がお手元に届いた後で、「日程①から日程②に変更したい」などの希望がある場合はご連絡ください。

上記の健診のほか、子宮頸がん検診・乳がん検診を受けられるレディースデイ健診については、

西春別ふれあいセンター 10月19日(金)

別海町民保健センター 10月20日(土)から22日(月)を予定しています。

レディースデイ健診と子宮がん・乳がん個別検診の 申込期間が変わります

■レディースデイ健診申込期間 **8月1日(水)から8月31日(金)**

■子宮がん・乳がん個別検診受診期間 **5月以降を予定しています**

健診(検診)の詳細については、申込期間が近づきましたら、新聞チラシや広報等でお知らせします。

<別海町民すべての方> ※健康保険の種類は問いません

検診・検査項目と受診間隔		対 象	平成29年度参考料金
若者健診	受診は1年度に1回	19～39歳 (昭和54年4月1日から平成12年3月31日生まれ)	2,000円
胃がん検診		30歳以上 (平成1年3月31日以前生まれ)	1,200円 70歳以上600円
肺がん・結核検診 (喀痰検診)			200円(喀痰 600円) 70歳以上100円(喀痰 300円)
大腸がん検診			500円 70歳以上 250円
肝炎ウイルス検査	各検査による	40歳以上 (昭和54年3月31日以前生まれで過去に未受診の方)	B型肝炎 180円 C型肝炎 380円
エキノコックス検査		過去5年間でエキノコックス 検査を受けていない方	無 料

※オプション検査(有料)として、

- ・前立腺がん検診 平成29年度参考料金 日程① 1,944円、日程② 2,700円
 - ・骨粗しょう症検査 平成29年度参考料金 日程② 1,512円(日程①での実施はありません)
- が受けられます。希望される方は当日会場でお申し込みください。

<別海町国民健康保険の方>

検査項目	対 象	平成29年度参考料金
特定健康診査	40～74歳(昭和19年4月1日から昭和54年3月31日生まれ) ※平成30年度内に75歳になる方でも健診当日に74歳であれば受けられます	2,000円

<別海町国民健康保険以外の方>

特定健診は国民健康保険の方を対象としていますが、協会けんぽや共済組合など国民健康保険以外の方でも条件を満たせば、同じ日程、会場で健康診査を受けることができます。お手元に保険証をご用意の上、必ず受けられる健診日の2週間前までに保健センターまでお問い合わせください。

スマートフォン、携帯電話からの申し込みはこちら

<生活保護の方>

健(検)診料金の全額助成を行っています。希望される方は、1週間前までに保健センターへ直接または電話でお申し込みの上、生活保護受給者であることをお知らせください。なお、当日会場での申し込みはお受けできませんので、ご注意願います。



QRコードは
株式会社デンソーウェーブの
登録商標です

申込み 別海町民保健センター TEL 75-0359 FAX 75-0337

FAX申込み用紙

※コピーして使用してください。 <送付先> **別海町民保健センター FAX 0153-75-0337**

受けるものに○	氏 名	住 所	生年月日	電 話・FAX	健 診 希 望 日
特定・若者・胃・肺 大腸・肝炎・エキノ		〒 - 別海町	T・S・H 年 月 日	電話 FAX	月 日
特定・若者・胃・肺 大腸・肝炎・エキノ		〒 - 別海町	T・S・H 年 月 日	電話 FAX	月 日

※ FAX で申し込まれた方には2日以内(土日・祝日を除く)に受付確認の返信をしますので、返信のない場合は、お手数ですが保健センターまでお問い合わせください。

※以下の太枠内、こちらでFAXを返信する際に使用しますので、何も書き込まないでください。

受付日	月 日	上記の内容で申込みを承りました。
-----	-----	------------------

こどもの「定期予防接種」



町では、予防接種法に基づき病気の発生やまん延を防ぐため予防接種を実施しています。望ましい接種年齢（病気にかかりやすい年齢を考慮して定められた期間）に達したら、早めに予防接種を受けましょう。

■定期の予防接種

ワクチン名	接種回数	接種対象者
BCG（結核）	1回	0歳児が対象です。標準的には5カ月から8カ月の間に接種します。
四種混合 （ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ）	1期	4回
二種混合 （ジフテリア・破傷風）	2期	1回
麻しん風しん混合	1期	1回
	2期	1回
水痘（水ぼうそう）	2回	1歳から2歳児までが対象です。 （水痘にかかったお子さんは対象外です。）
日本脳炎 ※特例措置として、20歳未満までの間に接種できる年代があります。詳しくはホームページをご覧ください。	1期	3回
	2期	1回
ヒブ	1回から4回	2カ月から4歳までが対象です。 （接種開始月齢によって接種回数が変わります。）
小児用肺炎球菌	1回から4回	2カ月から4歳までが対象です。 （接種開始月齢によって接種回数が変わります。）
B型肝炎	3回	0歳児が対象です。標準的には2カ月から9カ月の間に接種します。
子宮頸がん	3回	対象者は、平成14年4月2日から平成19年4月1日生まれの小学6年生から高校1年生に相当する女子です。標準的には中学1年生で接種します。 ★現在、積極的勧奨はしていません。

予防接種を受ける前には、町で配布している「予防接種と子どもの健康」を必ず読みましょう。

予防接種が受けられる医療機関

※接種費用は、**無料**（町負担）です。
対象の期間を過ぎると有料になります。

病院名	接種日・受付時間		定期のワクチン										備 考
			BCG	四種混合	ポリオ	麻しん風しん	水痘	日本脳炎	ヒブ	肺炎球菌	B型肝炎	子宮頸がん	
町立別海病院 TEL 75-2311	小児科	火曜日 12:30～15:00	—	●	● 予約	—	●	—	—	●	—	任意ワクチンの接種については別海病院にお問合せください。	
		木曜日 12:30～15:00	● 予約	—	—	●	—	—	●	●	—		
	内科		—	—	—	—	—	● 予約	—	—	—	平成15年4月1日以前に生まれた方は内科での接種となります。 基本は4価ワクチンの接種になります。	
		月～金 16:00～	—	—	—	—	—	—	—	—	● 予約		
西春別駅前診療所 TEL 77-2350	火・水 13:30～14:00		—	●	● 予約	—	—	—	●	●	—	—	
	木曜日 13:30～14:00												
尾岱沼診療所 TEL 86-2625	月～木 13:30～15:00	予約	—	●	—	●	●	—	●	●	●	—	初めてワクチンを接種する場合は別海病院（小児科）で接種してください。

母子手帳、保険証、診察券は必ずご持参ください。

詳しくは、保健センターで配布している「平成30年度こどもの定期の予防接種」をご覧ください。医療機関にご相談ください。ホームページからもご覧いただけます。

4月の診療案内

受付時間(午前)8:15~11:00
(午後)0:30~ 3:00
診療開始(午前)8:30~
(午後)1:30~

病院敷地内は
全て禁煙です。

町立別海病院
☎(代表)75-2311
<http://betsukai.jp/blog/bhp/>



診療科目	診療時間	月	火	水	木	金	備 考
内科 院長 西村 進 名誉院長 今村 洋 内科医長 鈴木 英雄	午 前	今 村 西 村	鈴 木	今 村 西 村	西 村 鈴 木	今 村 ※6日、13日、20日のみ 鈴 木	- 血液・免疫・リウマチ専門外来を金曜日午後(西村院長 予約制)を実施していますので、詳しくはお問い合わせください。 - 健康診断は平成29年から予約制となっております。 - ご迷惑をおかけしますが、電話か、受付窓口にてお申し込みください。 - 夜間診療時の健診は行いませんので、ご注意ください。
	午 後	鈴 木	西 村	内科医	今 村	内科医 西 村 (予約制)	
	夜間診療	—	—	西 村	—	—	
外科 外科医長 中島 太 外科医長 山田 能之	午 前	山 田 (外科外来)	山 田 (外科外来)	中 島 (外科外来)	中 島 (外科外来)	中 島 (外科外来)	- 整形外来の診療日については下記記事をご確認くださいませようお願いします。 - 外科診療については、緊急手術実施の際は休診または診療体制変更の可能性がありますので、予めご了承ください。 肛門外来(月曜午前、火曜午前、金曜午後)を実施しています。
	午 後	中 島 (外科外来)	手術日 休診	山 田 (外科外来)	手術日 休診	山 田 (外科外来)	
産婦人科 副院長 山内 修	午 前	山 内	山 内	山 内	山 内	山 内	午後の診療については、検査が入るとお待たせする場合がありますのでご了承ください。
	午 後	山 内	—	—	山 内 ※26日のみ	—	
小 児 科	午 前	山本(敬) ※16日のみ	舘 ※3日のみ 山本(敬) ※10日のみ	舘 ※4日のみ 山本(大) ※11日のみ 山本(敬) ※25日のみ	休診	舘 ※13日、27日のみ	火・木曜日の予防接種については曜日ごとに接種内容が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。
	午 後	休診	予防接種	山本(大) ※11日のみ 山本(敬) ※25日のみ	予防接種	舘 ※13日、27日のみ	
精神科・心療内科 医師 浮田 充	午 前	—	浮 田	—	浮 田	—	原則予約制ですので、受診については事前にお問い合わせくださいませようお願いします。 - また、電話での予約変更および問い合わせ(初診も含む)は、火曜日(午前・午後)、水曜日(午後)、木曜日(午前・午後)の診療日にお掛け下さるようお願いいたします。 - 患者様にはご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。
	午 後	—	浮 田	浮 田	浮 田	—	
	夜間診療	—	—	浮 田	—	—	

●出張医による診療科

診 療 科	日付	時間	担当医師
皮膚科	6日(金)	午前/午後	箕輪 智幸 医師 (札幌医大)
	20日(金)	午前/午後	米田 大介 医師 (札幌医大)
耳鼻いんこう科	9日(月)	午前/午後	高野 賢一 医師 (札幌医大)
	10日(火)	午前	高野 賢一 医師 (札幌医大)
	23日(月)	午前/午後	大國 毅 医師 (札幌医大)
	24日(火)	午前	大國 毅 医師 (札幌医大)
神経内科	12日(木)	午後	舘 延忠 医師 (北海道千歳リハビリテーション大学)
循環器内科	27日(金)	午前/午後	小笠原 惇 医師 (釧路孝仁会記念病院)

※出張医による診療科は、天候・交通機関等の都合により休診および時間変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

西春別駅前診療所からのお知らせ

平成30年4月5日(木)午後から休診といたします。

診 療 科	日付	時間	担当医師
膝・整形外科	26日(木)	午前/午後	新庄 琢磨 医師
肩・整形外科	5日(木)	午前	北山聡一郎 医師
	6日(金)	午前/午後	
	19日(木)	午前	
腰・整形外科	20日(金)	午前/午後	徳永 茂行 医師
	23日(月)	午前/午後	

別海病院からのお知らせ

小児科常勤医師不在のため、平成29年12月より出張医により随時対応となっていました小児科診療は、横澤正人小児科医の着任により、平成30年5月1日より再開します。

また、昨年12月より休止となっていた当院での分娩についても、5月からの小児科医着任に伴いリスクの少ない経産婦の方を対象に6月以降出産予定日の方から受け入れる予定です。

べつかい
歳時記

躍動の音聞こえ来る雪間かな
谷口智子

春になって雪がところどころ消えたすき間を言い
春の季語。雪が解けたらあれも、これもと作者の頭
はすでに満杯だ。
今西 青峰

人の動き

平成30年2月末現在()は前月比

人	口	15,067(- 13)
男		7,585(- 7)
女		7,482(- 6)
世帯数		6,400(+ 4)
外国人		274(+ 16)
出生	6	死亡 13
		転入 38
		転出 28
		その他 0

交通事故発生状況

()は平成30年1月からの累計

発生	1件(2)
死者	0人(0)
負傷者	2人(3)

火災と救急

平成30年
2月28日現在

()は平成30年1月からの累計

火災	0件(0)
[死者 0件(0)]	
救急	49件(95)
救助	1件(1)
ドクターヘリ搬送	4件(6)

救命講習会の開催について

別海消防署では成人、小児および乳児に対する心肺蘇生法、異物除去やAEDの取り扱い、怪我などに対する応急処置など一般の方が行える応急手当の講習会を行っています。講習会の詳細については別海消防署までご連絡下さい。

(別海消防署 救急係 75-0366)

別海町ふるさと応援制度

寄付をいただきました

2月中に、29名の方から寄付をいただきました。たくさんの応援をありがとうございます。

寄付金は、活力あるふるさとづくりのために有効活用させていただきます。

※氏名および住所の公表を承諾された方については、町ホームページに掲載します。

問合せ／総合政策課企画振興担当 (内線2213・2214)

矢臼別演習場での訓練日程等について

町ホームページでお知らせしていますが、閲覧できない場合は、電話で対応することができますので、お手数ですが下記までお問い合わせ願います。

問合せ／別海駐屯地業務隊総務科 TEL 0153-77-2231 (内線311)

別海町役場総務部総合政策課 まちづくり推進担当

TEL 0153-75-2111 (内線2211・2212・2218)

お誕生・ご結婚

平成30年2月28日届出分まで

※戸籍届出時に窓口で承諾された方々のみ掲載しています

お誕生おめでとう

氏名	保護者	住所
平野ななみ (ななみ) ちゃん	女 智也 (床 丹)	
木下 遊馬 (ゆうま) くん	男 大介 (別 海)	
松野 有真 (ゆうま) くん	男 明 (別 海)	
寺澤 慧真 (けいしん) くん	男 佳吾 (中 春 別)	
川本 柚季 (ゆ き) ちゃん	女 彰三 (別 海)	
小松 詩 (お と) ちゃん	女 剛 (別 海)	

ご結婚おめでとう

氏名	住所
工藤 勇馬・御園さくらさん (上 春 別)	
齊藤 皓・上田 明さん (上 風 連)	



地域情報カレンダー

(平成30年3月23日現在)

日	曜日	イベント内容
4/11	水	優良運転者免許更新時講習 交流館ぶらと 13:30～ ※受講の際は、事前に中標津警察署で更新手続きをしてください。
22	日	歴史の道を歩く～江戸時代のノツケ! 野付通行屋・番屋跡遺跡を訪ねる～ 野付半島 9:30～13:00 ※事前の申し込みが必要となりますのでP25でご確認ください。
29	日	第9回別海町ジャンボホタテ・ホッキ祭り 尾岱沼漁港特設会場 10:00～14:00
5/3	木	尾岱沼潮干狩りフェスティバル 尾岱沼ふれあいキャンプ場 10:30～12:30(受付時間12:00まで) 11:00～13:00(受付時間12:30まで)
4	金	
5/9	水	優良運転者免許更新時講習 交流館ぶらと 13:30～ ※受講の際は、事前に中標津警察署で更新手続きをしてください。

社会保険事務 相談所開設

4月3日(火) 13:00～17:00 4月4日(水) 9:00～14:00

5月8日(火) 13:00～17:00 5月9日(水) 9:00～14:00 中標津町役場 会議室

※完全予約制となり、事前の予約が必要です。 予約先／釧路年金事務所 TEL0154-61-6000